

令和3年第5回美幌町議会定例会会議録

令和3年6月22日 開会

令和3年6月24日 閉会

令和3年6月22日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定
 (諸般の報告)
 日程第 3 行政報告
 日程第 4 一般質問
- | | |
|-------|-----------|
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 |
| 2 番 | 藤 原 公 一 君 |
| 1 3 番 | 馬 場 博 美 君 |
| 1 2 番 | 松 浦 和 浩 君 |

○出席議員

- | | | | |
|-------|-------------|-------|-----------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 | 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 | 稲 垣 淳 一 君 | 1 0 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 1 1 番 | 上 杉 晃 央 君 | 1 2 番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 1 3 番 | 馬 場 博 美 君 | 議 長 | 1 4 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 美 幌 町 長 | 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 | 矢 萩 浩 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 千 葉 正 美 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 | 松 本 光 伸 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | | |

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 高 崎 利 明 君 | 総 務 部 長 | 小 室 保 男 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 後 藤 秀 人 君 | 福 祉 部 長 | 河 端 勲 君 |
| 経 済 部 長 | 石 澤 憲 君 | 建 設 部 長 | 那 須 清 二 君 |
| 病 院 事 務 長 | 但 馬 憲 司 君 | 事 務 連 絡 室 長 | 志 賀 寿 君 |
| 会 計 管 理 者 | 西 俊 男 君 | 総 務 課 長 | 関 弘 法 君 |
| 危 機 対 策 課 長 | 弓 山 俊 君 | 政 策 課 長 | 斉 藤 浩 司 君 |
| 財 務 課 長 | 吉 田 善 一 君 | 町 民 活 動 課 長 | 佐々木 斉 君 |
| 戸 籍 保 険 課 長 | 立 花 良 行 君 | 税 務 課 長 | 菅 敏 郎 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | | | |
| 社 会 福 祉 課 長 | 片 平 英 樹 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 中 尾 亘 君 |
| 農 林 政 策 課 長 | 田 中 三 智 雄 君 | みらい農業課長 | 午 来 博 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | | |

商工観光課長	影山俊幸君
環境管理課長	鶴田雅規君
病院総務課長	以頭隆志君
事務連絡室次長	横山聖二君
学校教育課長	多田敏明君
社会教育課長	松尾まゆみ君
博物館課長	鬼丸和幸君
監査委員事務局次長	小室秀隆君

建設課長	御田順司君
上下水道課長	石山隆信君
地域医療連携課長	高山吉春君
教育部長	遠藤明君
学校給食課長	佐々木鑑仁君
スポーツ振興課長	浅野謙司君
監査委員事務局長	遠國求君

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君
議事係長	高田秀昭君
庶務係	新田麻美君

次長	小室秀隆君
庶務係長	村田剛君

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、令和３年第５回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、９番稲垣淳一さん、１０番古舘繁夫さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

去る６月１４日に、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１３番馬場博美さん。

○１３番（馬場博美君）〔登壇〕 令和３年第５回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る６月１４日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、人事案件２件、議案１１件、意見書案６件、報告事項３件ほかであります。

本日６月２２日、第１日目は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、木村利昭さん、藤原公一さん、私、馬場博美、松浦和浩さんの４名を予定しています。

第２日目、６月２３日は、前日に引き続き一般質問を行い、戸澤義典さん、上杉晃央さん、坂田美栄子さん、稲垣淳一さん、

大江道男さんの５名を予定しております。

第３日目、６月２４日は、前日に引き続き一般質問を行い、岡本美代子さんの１名を予定しています。

その後、議案審議へと入り、同意第３号美幌町教育委員会委員の任命についてから議案第５２号令和３年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてまでの議案審議を行い、その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める要請・陳情を６件受理しています。

その取扱いについて報告いたします。

農民運動北海道連合会からの新型コロナウイルス禍による米危機の改善を求める意見書採択の要請、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会からの林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択の要請、美幌地区連合会からの地方財政の充実・強化に関する意見書採択の陳情、２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する陳情、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元、

「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情、美幌町農民同盟からのコロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書採択の陳情について、意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することといたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日６月２２日から６月２４日までの３日間とします。

審議の進行状況によっては、日程を変更する場合もありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、理解と協力をお願いいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆様には、真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会

委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から6月24日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、千葉農業委員会会長、明日以降欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知おきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和3年第5回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に職員の人事異動の発令についてであります。

去る4月1日、組織機構の見直しによる部の再編、また、課制の復活やグループ制の見直しを行った上、職員の人事異動の発令を行ったところであります。

今回の異動につきましては、町民の意見・要望を聞く広聴活動の充実を図るため広報相談グループに1名を、また、ICTを推進するため総務グループに主査職1名を増員したほか、経営管理の強化を図るため国保病院経営管理グループに主査職を配置しました。

また、定年等による退職者の補充、長期在任者の配置替え、北海道の研修期間満了に伴う復職、新規並びに再任用に係る職員の発令を行った結果、全体で91名の人事異動となったところであります。

第2に御寄贈・御寄附についてであります。

去る4月26日、美幌町農業協同組合様から、役場新庁舎の完成を記念し、新庁舎を利用される方々への案内に役立てていただきたいと、デジタルサイネージ3台、100万円相当を、4月28日、株式会社久山商店様から役場新庁舎の完成を記念し、来年で創業110年を迎えるに当たり、役場新庁舎で役立てていただきたいと、電子式ホワイトボード1台、110万円相当を御寄贈いただいたところであります。

また、去る5月17日、株式会社電建様から、会社創業75周年の節目に当たり、町民を含め、町にお世話になったお礼として、まちづくりのために役立てていただきたいと、500万円の御寄附をいただいた

ところであります。

それぞれ御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第3に新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

本町におきましては、感染リスク、重症化リスク、クラスター発生リスクを考慮し、まずは医療従事者、高齢者施設入所者等を最優先に実施の上、次に、在宅高齢者の方、基礎疾患を有する方、そして64歳以下の方々への接種を順に実施することとしたところであります。

医療従事者につきましては4月22日から、高齢者施設入所者等は5月6日から接種を開始し、6月中旬には2回の接種を全て完了する見通しであります。

在宅高齢者の方々につきましては、当初、6月13日以降の接種開始を計画しておりましたが、ワクチンが5月以降安定的に供給されてきたこと、高齢者施設入所者等の接種が順調に進んだことから、美幌医師会の御協力により一部前倒しの上、5月26日から接種を開始したところであります。

80歳以上、70歳から79歳、65歳から69歳と、年齢層ごとに区分し、年齢の高い順に接種を進めており、現在のところ8月末の接種完了の見通しですが、前倒しに向けてさらなる努力を今後も重ねてまいります。

また、在宅高齢者の方々の接種状況を確認しながら、基礎疾患の方並びに64歳以下の方につきましても、1日でも早く接種を開始できるよう努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、できるだけ早期に、安心して町民皆様に接種していただけるよう、美幌医師会をはじめ、各方面の皆様との連携と情報共有を図りながら取り組んでいく所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

第4に公立高等学校配置計画案による美幌高等学校の農業科再編についてであります。

北海道教育委員会は、昨年9月公表の公立高等学校配置計画において、美幌高校の学級減に関しては新型コロナウイルス感染症の影響から判断を本年度に先送りしておりましたが、去る6月1日、公立高等学校配置計画案、令和4年度から令和6年度を公表し、令和5年度に農業科2学級、生産環境科学科、地域資源応用科を1学級に削減し、未来農業科に再編する内容が示されたところであります。

このたびの考え方については、平成30年3月に道教委が策定した、これからの高校づくりに関する指針に基づくものでありますが、美幌高校においては、農業科への入学者がこれまでも定員を大きく下回る状況が続き、今後も中学校卒業者数の減少により、入学者の増加が見込めないことを理由として、恒常的に欠員の多い農業科2学級を1学級に再編した上で、農業科はもとより、普通科を含めた学校全体の魅力を向上させ、入学者を確保することが必要との判断に至ったものであります。

本町では、これからも中学校卒業者数の大幅な増加が見込めないことや、町内中学校卒業者の進路動向などから、道教委の計画案については断腸の思いではありますが、やむを得ないものとして受け止めなければならないと考えております。

なお、この計画案を発展的な再編として前向きに捉え、生徒を取り巻く教育環境が悪化することのないよう、道教委に対して美幌高校がオホーツク管内唯一の農業科であることをしっかりと認識した上で、高校を維持していくこと、魅力化に係る様々な取組が着実に進められることを強く要望してまいります。

美幌高校は、本町にとってかけがえのない高校であります。

引き続き、美幌高校並びに美幌高等学校

教育振興対策協議会と連携したオール美幌体制により生徒募集活動を充実させ、一人でも多くの入学者を確保できるよう町も全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

第5に令和2年国勢調査の速報値についてであります。

令和2年10月1日を調査基準日として実施されました、令和2年国勢調査の北海道の速報集計によりますと、本町の人口は、1万8,705人、世帯数は8,323世帯となっております。

これを前回、平成27年国勢調査結果と比較しますと、人口で1,591人、7.8%の減少、世帯数でも303世帯、3.5%の減少となっております。

人口減少の要因は、最終的な集計結果を待って分析しなければなりませんが、少子化の進行による自然減と、町外への就学や就職による社会減が同時進行しているものと考えております。

新型コロナウイルス感染症との闘いは今も続いておりますが、感染リスクを避ける意識の高まりや働き方の変化を的確に捉えながら、全国的な人口減少の流れの中、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策の実現に向けまして、自然減対策と社会減対策の両面から、より実効性のある取組の推進に努めてまいります。

次に、御提案いたします議案等について御説明申し上げます。

人事案件について。

同意第3号美幌町教育委員会委員の任命については、加藤哲彦氏が、本年9月27日をもって任期満了となることから、引き続き加藤哲彦氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

同意第4号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については、池功司氏が、本年6月27日をもって任期満了となることから、新たに伊藤健一氏を選任いたした

く、御同意を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第42号は除雪ドーザについて、議案第43号はロータリー除雪車について、議案第44号は旭小学校校務用端末一式について、それぞれ入札結果に基づき取得することについて議決をいただきたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第45号は美幌町役場庁舎駐車場整備工事について、議案第46号は美幌下水終末処理場受変電設備更新工事について、それぞれ入札結果に基づき契約することについて議決をいただきたいのであります。

条例の改正について。

議案第47号美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る対象年度の変更及び申請期限の特例を延長するほか、地方税法の改正に伴う所要の税条例の改正を行おうとするものであります。

議案第48号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、第1号被保険者保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る対象年度の変更及び申請期限の特例を延長するほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定について整理を行おうとするものであります。

議案第49号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定について整理を行おうとするものであります。

令和3年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として1,363万1,000円を、新型コロナウイルス対策事業者支援金給付事業として3,500万円

を、新型コロナウイルスワクチン集団接種の土曜日実施に伴う追加経費として1,442万3,000円を、畑作構造転換事業の実施に伴う農林水産省の間接補助として5,874万2,000円の増額などを行おうとするものであります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度改正等に伴う電算システム改修委託料の増額を、公共下水道特別会計につきましては、管渠更新実施設計委託料の増額などを行おうとするものであります。

報告事項について。

令和2年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年度一般会計予算に計上した、町有財産未利用施設除却事業ほか7事業について、年度内の予算執行が困難なことから、その全部または一部を令和3年度に繰り越しましたので、御報告申し上げます。

一般財団法人美幌みどりの村振興公社について、令和2年度の経営状況報告書の提出がありましたので報告申し上げます。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 それでは、私からは、さきに通告しておりました、大きく三つの項目につきまして質問をさせていただきます。

まず一つ目です。

美幌町の情報発信の在り方について。

1、魅せる情報発信の取組についてでございます。

美幌町の情報発信は、町のホームページ、広報紙が主になっているかと思えます。

そのほかに、メール配信で情報を伝えるあんしんねっと、最近ではフェイスブックやラインといったSNS、地デジ広報等、町民に情報をキャッチしてもらいやすくなるような様々な媒体を活用し、取り組まれております。

しかし、実際にはSNSや地デジ広報などの存在を知らないといった町民の声を多く耳にします。

また、伝えたい情報を単に文章化したものでは、なかなか見る側の目に留まることがなく、せっかく情報を発信しても結果的に伝わっていないということが多いのではないかと現状把握しております。

美幌町で行う福祉施策や助成事業、まちづくり事業等はすばらしいものが多いだけに、伝わっていないという状況は改善すべきだと思います。

どういった人に見てもらいたいターゲットを定め、見る側の目線に合わせて情報を発信すべきだと思います。

そのためには、情報発信にすぐれた民間企業に委託し、画像や動画、ストーリー性を生かした魅せる情報発信を行うべきと考えますが、今後の情報発信の在り方について、町長の考えをお聞かせください。

大きく二つ目、ふるさと納税についてです。

企業版ふるさと納税の拡充について質問いたします。

巣ごもり需要の影響もあり、令和2年度の美幌町のふるさと納税は例年の倍近くと伺っております。

最近では、個人向けのふるさと納税だけでなく、企業から寄附を受ける企業版ふるさと納税を導入する自治体が増えております。

企業としては、寄附により地域貢献を行うことで企業ブランドの価値を高めることができるなどの効果が見込めますが、令和2年度より税制上の優遇措置が拡充されたことで、寄附者は最大で寄附額の約9割が軽減されるようにもなりました。

また、お金による寄附だけでなく、人材派遣を行うことで専門的なノウハウを持った人材が地方で活躍することを促す人材派遣型のふるさと納税もあります。

北海道でも多くの自治体が導入し始めており、地域の抱える様々な課題を解決する大きな手段となっているように見受けられ、美幌町においても、令和3年度より導入することになっております。

企業版ふるさと納税は、自治体の掲げる地方創生プロジェクトに対し、企業側がお金または人材派遣で寄附を行うことになるため、自治体にとっては一般財源で行う事業との線引きがしやすく、革新的な事業に取り組むことも可能です。

また、自治体の掲げるプロジェクトに興味を持った企業が寄附を行ってくれるため、スムーズに事業を進めることも可能であると考えます。

美幌町は、ハード面だけでも宿泊施設不足の解消、図書館の建て替え、今後の廃棄物処分場の在り方等々、様々な課題があります。

もちろん、ハード面だけではなく、ソフト面の課題を解決するプロジェクトにも活用することが可能です。

自治体にとっても、企業にとっても利益のある制度、美幌町でもさらに拡充すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

大きく三つ目です。

町有林の森林整備について。

美幌みどりの村森林公園の森林整備について質問いたします。

美幌町は北海道の中でも人工林の割合が多い自治体です。

特に、カラマツの人工林が多く、美幌町としてもF S C森林認証を取り入れ、かつ、その材を使用した住宅建築の促進を行う等、カラマツの循環には力を入れていることがよくわかります。

令和3年度より施行された美幌町森林整備計画によりますと、カラマツの標準伐期齢は30年とされています。

これは、木材として出荷する際に適した年数、そして、その伐期齢で山を循環させることで、最適に様々な機能を果たすことができる年数であるからだと考えます。

美幌町民が特に触れ合う機会の多い町有林でもある美幌みどりの村森林公園では、様々な針葉樹・広葉樹があり、町民の癒やしの場としての森林を形成しておりますが、既に伐期齢を過ぎた大木、特に、カラマツやトドマツ等がたくさん生い茂り、木が密集し過ぎている箇所も多く見受けられます。

果たして、森林整備計画に記載されている利用者が親しみやすい森林環境として維持されているのでしょうか。

現在、輸入材が日本に入りにくい状況ということもあり、国内産の木材価格が高騰しております。

この機会に伐期齢に合わせた適切な森林環境整備と木材の出荷を行うことが最良と考えますが、今後の美幌みどりの村森林公園の森林管理についての考え方をお聞かせください。

以上、大きく3点、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

1点目の美幌町の情報発信の在り方、魅せる情報発信の取組についてでございますが、本町における行政情報の発信方法は、広報紙とホームページを中心に、フェイスブックやラインなどSNSを活用するとともに、チラシ、パンフレットの配布、地域

への回覧など、様々な方法で取り組んでおります。

御質問のSNSや地デジ広報の存在を知らないといった町民の声を多く耳にしますとのことですが、これまで、新型コロナの感染拡大防止に向けて全戸配布した啓発チラシ及び広報紙に写真入りで使用方法を掲載するなど、活用に向けて周知してきましたが、引き続き広報紙等に掲載するなど、身近な情報発信ツールとなるよう取り組んでまいります。

次に、ターゲットを定め、見る側の目線に合わせて情報発信すべきとの御質問ですが、行政が発信する情報は、制度や仕組みを知っていただく、または、イベントや講座の告知など、町民へのお知らせを中心とした内容が多くなっております。

しかしながら、町外者を対象とした情報に対する発信につきましては、本町の魅力をどう伝えていくかといった戦略的な取組までは至っていないのが現状であります。

現在、広報紙及びホームページにつきましては、町民の目線に立って、わかりやすい説明や表現を心がけるとともに、各部署が作成した発信情報を広報相談グループにてチェックを行っておりますが、今後、御指摘いただきました画像や動画などの活用を含め、より一層わかりやすい情報発信に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、ふるさと納税について。

企業版ふるさと納税の拡充についてですが、企業版ふるさと納税は、平成28年度に創設された制度で、地方公共団体が作成し、国が認定した地域再生計画の事業に対して企業が寄附を行った場合、税額控除や損金算入が受けられます。

令和2年度には、地方創生のさらなる充実を図り、地方への民間資金の流れを高める観点から、税制改正により、これまでの寄附額約6割の税額軽減から、約9割の税

額軽減へと制度が拡充されたところであります。

さらに、令和2年10月には、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的として、人材派遣型の企業版ふるさと納税制度が新設され、専門的知識を有する企業の人材を派遣いただくことにより、寄附活用事業の推進をより加速化させようとするものであります。

本町の企業版ふるさと納税の活用につきましては、令和2年度に、東京都の児童を対象とした自然学校を開催する計画でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から事業が中止となり、今年度改めて事業を実施する計画となっております。

また、現在、美幌町にゆかりのある企業様に、本町に所在する施設を活用した事業等について、企業版ふるさと納税による寄附を御検討いただいている状況であり、財源確保の面からも非常に有益な制度であることから、企業版ふるさと納税を活用して、地方創生の取組をしっかりと行っていきたいと考えております。

今後、新型コロナウイルス感染症が終息に向かえば、関係人口が増加していくと予想されますので、その機会を逃さず乗り遅れることのないように、企業版ふるさと納税制度を積極的に活用したまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、町有林の森林整備についてであります。

美幌みどりの村森林公園の森林整備についてであります。みどりの村森林公園には、多くの針葉樹と広葉樹による豊かな森林の中に、遊歩道や滑り台、キャンプ場があり、開園以来、町民はもとより、町外の方にも憩いの場として親しまれている施設であります。

また、美幌町森林整備計画は、地域の特性、森林資源の状況、森林に関する自然的

条件や社会的要請を総合的に勘案し、森林整備の基本方針や整備するための方法、森林保護など長期的な姿勢に立った森林づくりの構想を定めたものとなっております。

この森林整備計画には、議員御指摘のとおり、みどりの村森林公園について、森林の総合利用の推進を図るため、利用者が親しみやすい森林環境を維持と記載されており、その一つとして、元気の森記念植樹などによる広葉樹を中心とした植栽を行い、利用者が親しみやすい森林環境の維持に努めているところであります。

森林公園の森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の発揮を図る保健・文化機能等維持林にゾーニングされており、保健・文化機能等維持林では、一度に全部を切らずに、必要な分だけ抜き切りし、その跡に若い木を育て、年齢や樹種の違う木で構成される複層林施業を推進することとなっております。

このようなことから、森林公園の森林は、林業経営のための森林ではなく、憩いの場としての森林の機能を維持していくことが重要であり、自然景観の保持、野生生物の生息地保持、キャンプ場などとのバランスを取りながら、立木の主伐林齢にとらわれることなく、豊かな森林を適切に維持してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） それでは順番どおりに、まず大きく 1 番目、魅せる情報発信の取組についてから再質問をさせていただきます。

美幌町では様々な媒体を使って情報発信をされております。順番をつけることは難しいと思うのですが、町民に伝えなければならない 1 番大切な情報は、緊急性の高い情報かと思います。

例えば、災害が起こったとか、そのようなことです。そういった緊急性の高い情報は、素早くかつ全体に周知することがとても大切になってくると思っております。

そういった情報を素早くかつ全体に、気軽に情報を得られるということを目的に、地デジ広報を取り入れたのではないかと思います。ですので、実際に、どういう情報を得るか、こういうときにはこの媒体を使って情報を得るのが最適だということを町民の皆さんは現状では把握できていないのかなと思っております。

例えば、スマホやインターネットを有効に活用できる若い世代であれば、すぐにホームページを見ることも可能ですし、SNS、ラインとかフェイスブックで情報発信をすれば、情報をキャッチしてもらえと思うのですが、SNSとか、スマホを使えない方々にも、気軽に情報を手に入れてもらえるという意味では、大半の方の家にはテレビがあると思いますので、テレビを使って地デジ広報を見ていただくという考えを、もっと町民全体に浸透させるべきだと私は思うのです。そういった中で、こういった情報のときにはこういう媒体をと、その役割分担というか、そういった考え方はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木斉君） ただいまの御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、速やかに素早くお届けしたい情報はもちろんございまして、広報の場合は 1 か月に 1 回の発行となりますので、ホームページもそうですし、地デジだとか、即効性のあるものにつきましては、今はまだ有効に活用できていない部分もございまして、議員からのお話もいただきまして、その辺をしっかりと整理して、町民への周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

ん。

○5番（木村利昭君） ほかの町のアンケートでは、町民の皆さんが情報を得る媒体は何かというと、広報紙が大体6割から7割を占めるということでございます。

何かあったときに、後から調べるということでは、広報紙に載せていますので広報紙を御覧くださいということも可能なかと思うのですが、そう言っていられないような危険が高まっている状態だとか、緊急性の高い情報というのは、やはりすぐに見たときにある程度の情報がわかる、町民の方がすぐに情報を得られる、こういうものが使えるということを浸透させるべきかなと思いますので、今御回答いただきましたが、地デジ広報をそういう役割で使っていくのであれば、使い方と、こういったときにはこういう情報を得られますと、皆さんも地デジ広報を御活用ください、ふだんから見る癖を付けてくださいとか、そういう浸透するよう周知をすべきかと思いますが、そういった取組を行う考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 一般的には広報を皆さん1番見ていると思っていますけれども、緊急の部分に対しては月1回の発行では難しいと思っていて、議員から御指摘のとおり、地デジ広報を始めましたけれども、使い方も含めて対応していきたいと思っています。

私も最近、木村議員が質問したことも含めて考えているのは、若い方々、年配の方も、この頃はスマホを使ってSNSの発信に対応できるのですけれども、やはりそういうものに対応できない方々をどうしていくかということは非常に今悩んでいるところであります。

ですから、デジタル社会の中の情報格差、デジタルデバイドというものがすごく注目されていることも当然理解しています。

要は、ネット環境のない方々にどうアプローチするか。

アナログという言い方がいいかわかりませんが、アナログとデジタルの併用をどう進めるか、この辺が私どもの課題でありますし、御指摘いただいたことは、しっかり一步一步進める必要があると思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今町長から御答弁いただきましたが、地デジが全てだとか、SNSが全てだというふうには捉えていないことは重々理解した上で話しますが、やはり紙での情報媒体も大事だと思うのです。

残しておいて手元で見る。例えば、ごみの分別などはスマホでも調べることはできますが、使うところに紙で備えつけておいていつでも見ることができれば便利です。紙は紙で便利な部分、すぐに目に入りますので、紙で情報を残しておくことが重要だという情報もあれば、残すことではなく、素早く今すぐに情報を浸透させなければならぬもの、そして、また別に、見たものを落とし込んでもらう、目について見たけれど、全然中身が入ってこないとか、文字ばかりで見る気にならなかったとか、そういった情報も正直多いのかなと。

行政で出す文書なので、余りにも碎けていて、逆に中身が伝わりにくいということにもなりかねませんので、ここは難しいかなと思うのですが、そこを踏まえた上で、最近、ふるさと納税のPRを行うためにツイッターのアカウントをつくって、情報発信をされているかと思います。

昨日、私が確認した段階では、多分開設して1週間から10日しかたっていないと思うのですが、1,800人以上のフォロワーがいて、かつ、リツイートといって、いろいろと拡散されていて、まだ始めたばかりですが期待の持てるすばらしい成果が出

てきていると思っております。

外向けの情報発信となると、ふるさと納税はもちろんですが、美幌で行うイベントに参加を促すだとか、施設をもっと利用してもらうだとか、あとは、移住定住の促進だとか、そういったところになるかと思えます。何が言いたいかというと、町民向けに出す情報と異なってくると思うのです。

そういった情報発信ということで考えると、今回、民間の力を借りてツイッターで情報発信をしていると思うのですが、このやり方は本当に最適なのではないかと私は思っております。

何が魅力かということ、柔軟に行える、言葉がわかりやすくてずっと入ってくる。

最初に質問しましたが、画像を使うとか、動画を使うとか、ストーリー性を持つとか、例えば、4コマ漫画のような形で行うだとか、これに関しては、町民の福祉の政策について、こういった制度があります、この制度を使ったらこんなふうになりますというのを、わかりやすく漫画でお伝えするだとか、こういった柔軟な情報発信を行うべきだと思うのですが、外向けの情報と内側の情報発信を分けながらという形になると思うのですが、今お話ししたような、民間に委託して柔軟に行うだとか、こういった考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 民間にお願いしてやることは、私は反対ではないです。

ベースは、先ほど木村議員がおっしゃった、目に入ってくる、目立つ工夫をしっかりしなければいけないということが前提でありますし、どちらかというと、私どもは伝えるというよりも、伝わるというか、それは町民にとってどう受け取るかということが、私どもに1番言いたいことなのかなと、木村議員の御質問から感じているのです。

そういった中でいけば、前段で民間の力を借りることはいいですけれども、どうい

うふうに民間の力を借りるか、その基礎力というか、ベースになる考えを行政職員が担当だけではなくて、みんなで持たなければいけないと思っています。

今回、答弁をどうするかと担当と話した中でいけば、今回はふるさと納税は民間の力を借りて、ただ、町としてこんなふうにしたい。そのためにはどうするかという、そういうベースになるものを持たないと、丸投げにはならないということは内部でも話をして、今、ふるさと納税のフォロワーが1,800人ということで、本当に担当は努力しています。

これもお話ししたのは、どちらかというと私どもは、できて終わったということではなく、できてからがスタートだから、これからどうするかということで、積極的に頑張ろうという話をして、担当は努力しています。

ですから、フォロワーが1,800人とお聞きしたので、そのことに対して評価をいただいたことにうれしく思います。

話は戻りますが、民間の力を借りたいですけれども、組織としてどういう形が1番ベストか、ベースになるものをしっかり職員とレベルを上げたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今町長がおっしゃったように、何のためにその情報を出すのかという考え方は本当に大切だと思います。

私がお伝えしている、ストーリー性を持たせて、例えば漫画チックにお伝えするということも、漫画という形で情報を伝えたからといって、文字で伝えなくていいということではないと思うのです。

町としてこういう制度がありますという、中身に偏りのない文章は文章としてしっかり発信すべきだとは思いますが。

ただ、それをもっと理解してもらおう。その制度はどういうものなのか、いいものな

のかどうなのか、自分にとってどうなのかと判断してもらって、落とし込んでもらうためのきっかけとして、画像を使う、動画を使う、ストーリー性を持たせた漫画をという形でやってみてはいかがかなという私からの提案でした。

今、町でラインとか、フェイスブックとかをやっていて、私も拝見しております。そのページをフォローしている方もかなり多いと思うのですが、町で情報を出しても1回で終わってしまっていて、そのまま埋もれてしまい、見逃してしまった方はそれを見ることがないので、その情報がないのと同じという状態になっている方が多いのではないかという声がよく寄せられています。

CMもそうだと思うのですが、同じことを何回も出すことで初めて人間の目に留まる部分もあると思いますので、先ほども申しましたとおり、美幌町でやっている制度、施策はいいものがたくさんありますので、目につくように複数回情報発信するというのは、すぐにできることだと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） お話いただいたことができてなくて、一言でそのとおりやっていきたいと言えば終わるのですが、基本的な部分で考えますと、行政の伝えたいこと、住民の知りたいこと、それから、町外の方が知りたいことの情報発信の仕方の乖離があると感じております。

ですから、今指摘されたように、1回ではなく継続して出していくことも必要だと思いますし、担当を含めて皆さんと話しているのは、行政はこれから情報をどうやって出すかという、コミュニケーションデザインというか、緊急時も含めて、今の状況ではどういう形が人との関係を持てる情報発信なのか。コミュニケーションデザインをしっかりとやる必要があるということは、担当とよく話をしている状況であります。

ですから、今御指摘いただいたことで不

足するものについて、今後しっかりとやっていきたいとは思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） ぜひとも、この情報は誰に見てほしいのか、誰に届けたいのかというターゲットと、それに合わせた媒体、様々な形で継続して、町民の皆さんの心に響く情報発信に努めていただけたら、町民の満足度も上がると私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして大きく二つ目です。

企業版ふるさと納税の拡充につきまして再質問させていただきます。

様々な施策がありますが、その中でも観光と移住定住の促進については、外側のアイデアがとても必要だと思いますし、外からの声というのも必要だと思ひております。

そして、柔軟性です。これが大変必要だと思ひております。

最近、移住定住促進のポータルサイトもできておりますが、まだまだ美幌町は観光と移住定住の促進が弱いと私は正直感ひております。

そういうところを、人材派遣型の企業版ふるさと納税を活用して、そういったノウハウを持っている人に美幌町に来てもらって、その人にマネジメントをしてもらいながら促進していくという考え方もあると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 企業版ふるさと納税の中で人材派遣型があるということで、これも町としてどういうことに力を入れていくかという整理をきちんとしなければ難しいと思ひています。

だからといって、考えてばかりでいつまでもやらないとなってしまうので、今指摘

された中で、担当と話をしているところです。

ですから、例えば町として、こういうところに対して、こういうことをしていきたいからここをある程度強化してくれる、力のある方で進めたいということがはっきりしていれば、いませんかということをお願いできるのですが、その辺ははっきりしないと、ただ来ていただいて、美幌町の職員が1人増えたということでは来た方にも失礼になるし、その辺ははっきりしたものを考えたいと思っています。

例えば、教育であれば打ち出しているのは語学、語学を徹底したいのであれば、そういう指導ができる人を企業からとなれば、ベネッセコーポレーションとか、リクルートとかはスタディサプリとかをやっているの、そういうノウハウを借りて、ここを徹底的にレベルを上げようとか、そういう何かを早く見つけて、可能であれば専門の方に応援をいただいて、美幌のまちづくりのレベルを上げるというか、町民の方に満足していただけるような努力ができるのかなと、思いつきで申し訳ないですけども、そういう状況でございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今教育の話を町長からいただきました。

御存じのとおり、私は会派を組んでおりまして、後で馬場議員から教育の部分に関してはあるかと思っておりますので、私はあえて触れないようにしたいと思っておりますが、必要のないところにその制度を使う必要は一切ないと思うのです。

ただ、先ほど町長がおっしゃったように、どういう考え方で、それに合わせて何を使うのか、どうしていくのかということはおっしゃるとおりだと思っております。

こういう言い方をしてしまうと失礼になってしまうと思いますが、早急に考え方を整えていただいて、今後の美幌町の魅力を

高めていく、そして、若い働き手世代がもっともっと魅力ある町、要は美幌町に住むことで輝ける町、それが、ひいてはお年寄りを支えていくという形になると思っております。

そのためには、町外の人たちにまず観光で美幌町の魅力を感じてもらう。それをきっかけに、そこから美幌町の福祉に目を向けてもらって、移住定住の促進につなげていく。それで働き手世代、子育て世代がもっと美幌町で元気になっていく。

そういった、まちづくりが絶対に必要だと私は思っておりますので、あえて観光と移住定住の部分に派遣型を利用してみてはいかがでしょうかと、町長の考え方を伺いました。

ぜひ、早急に考えて進めていただければと思います。

人材派遣型の部分に関しては、以上になります。

続きまして、美幌町の魅力という部分でいけば、後ほど森林整備の部分でも触れるみどりの村森林公園がございます。

ここは、私も何度も一般質問で取り上げているとおり、資源という意味では、今後の美幌町の大きな魅力が詰まっている、もっと再活用すれば化けるのではないかと私は思っております。

現状、振興公社での管理という形になってございますが、ここに民間企業の力を借りて、企業版ふるさと納税を活用して、民間企業とタイアップで一緒に再開発を行うといった考えがあってもいいと思います。

以前、私はジップラインについて提案させていただきましたが、そういったことを進めるのもありだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 検討事項の一つというか、それはしませんという否定的なことではなく、みどりの村をどうしていくかということは日々考えていることでありま

すし、今提案いただいたことも検討の1項目として頭にはありますので、魅力を高めるための一つの手法として考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 最初に町長から御答弁をいただいた中に、本町に所在する施設を活用した事業等について、企業版ふるさと納税の寄附を検討していると御答弁ありましたが、こちらはどのような計画を考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（斉藤浩司君） ただいまの木村議員の御質問の現状で進めている事業でございます。

美幌町に本社がある企業は納税できないわけございまして、ゆかりのある企業ということで、施設を持っている企業でございまして、現在まだ協議をしている最中ございまして、会社の役員会等が開催されていないので、名前等は控えさせていただきますが、美幌町にぜひ地域貢献をしたいということで、事業の詳細について、町の考え方もありますので、そういった事業と照らし合わせて合致できるかどうか、すり合わせをしている最中ございまして、近々まとまりましたら御提案させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） とても楽しみに待っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最後になります。

大きく3番目です。

美幌みどりの村森林公園の森林整備について、再質問をさせていただきます。

みどりの村の森林の部分で、直近での間伐の実績、どのような管理を行う計画があ

るのか。例えば、間伐でここをこういうふうにするとか、そういった計画があれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 植えてから伐期までは保育間伐を行っておりますが、その後につきましては、景観や事故防止のため、倒木がないか等の見守りを行いまして、日常の維持管理を行っているところでございます。

答弁いたしましたとおり、立木の主伐林齢にとらわれることなく、豊かな森林を維持していくとの観点から、みどりの村では日常の森林公園全体の維持管理の中で見回りを行いまして、枝払いや支障木の撤去を行っており、特に強風等があったときには見回りを強化いたしまして、支障木の伐採、あるいは倒木があった際には、その後には広葉樹を植えていくということで、利用者に親しみやすい森林環境の維持に努めているところでございます。

現状では明確に何を何割までという計画はございませんけれども、倒れにくさや景観などを考慮し、バランスを取っていきたいと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 十数年前になると思うのですが、台風で大量に木が倒れてしまって、愛の鐘やバンガローがある斜面の辺りは、今はもう大きな木は全くななくなってしまいましたが、私の感覚で言えば、みどりの村の熊の像から入ってすぐ右側の森林、あの辺りは特に木が密集し過ぎていて、鬱蒼として、せっかく遊歩道があっても町民は入って行きにくいのではないかなと。熊が出るのではないかと、鬱蒼として怖いなという状態ではないかと思っています。

例えば、そこに台風が直撃して、大量に倒木が起こる可能性がないとは限らないか

など。木の伐期齢がかなり過ぎて、50年、60年たつような木もかなり多いのではないかと考えております。

今後、そうならないようにしなければならぬと私は思っております。その中で、1回目の御答弁で、みどりの村は林業経営のための森林ではないと御答弁がありました。

もちろん私も重々承知しております。林業経営のための森林ではないとわかっております。

ただ、現状、材も高騰している中で、せっかく管理して切るのであれば、高値で売れるときに売る。町民の財産でありますので、そういった計画も持つべきかなと。結局、先延ばしにすればどんどん後ろにつけが伸びていく、そして風倒木で木が腐って倒れたときには、その木は材にはならないわけですから、それであれば適切に間伐もしながら、森林循環もすべきかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） みどりの村につきましては、購入した時にはカラマツとトドマツの見本林として、きちんと管理された山だったのです。

それを、森林公園という形で整備をしたということで購入したのですが、どういうふうに木を切り替えして、それから森林計画の中で言えば、公園化とのバランスを取るかというのは1番難しいところなのです。

伐期齢の話をすれば、一般的に書籍などを見れば大体30年となっているのですが、一つの流れとしては40年以上たないと、なかなか材としての価値もないし、使い物にならないというのが事実であります。

ですから、町有林でいけば45年以上、要は50年ぐらいの木を計画的に切って、新たに植えるというやり方をしているのです。

みどりの村については、森林の切替えをするという、一つの捉え方と森林公園という部分で、こういう言い方は語弊があるかもしれないけれど、木が大きくなって、この木がなければいいというところもあるのです。

それをどんどん切っていけるかと言ったら、それが森林の難しさに切るわけにはいかない。切ることは可能でも、そこに植栽をしなければいけないということです。

ですから、今までの手法とすれば、できるだけ針葉樹を広葉樹にしたい。もともとはカラマツ、トドマツの見本林だったわけですが、切替えて少しでも広葉樹に替えたいということで、子供が生まれたときの記念植樹で奥のほうはやってきたのですが、実際に切り方を一つ間違えると、そこが抜けたことによって風の通り道になったときに、台風でなくてもちょっとした風で全滅するかもしれないのです。

全滅したときに、それを置いておけるかということ、当然切るのです、その後は計画しきちんと木を植えなければいけないとなったときに、本来目指したものを考えて、広葉樹でバランスを取りたいとなったときにどういうふうにするかと、担当、それから、管理する者が悩んでいる部分であるのです。

明らかに伐期齢がきているから、今言ったような上がって右側の森林とかを切ってもいいような気もするのですが、その切り方を間違えると、風が通り抜けてほかに影響する。

次にここに木を植えなければいけなくなると、町が民間の方々に木を切った場合には、木を植えなさいということで指導している部分に反することもあるので、その辺のバランスをどうしていくかが、本当に悩みです。

ですから、木を放置しているわけではなくて、その切替えをどうして、かつ、みどりの村という公園として広げていけるか。

そして、木とバランスを取って、楽しんでいただける施設になるかというのが、今の私どもの課題ではあります。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 今、町長からかなり具体的に御答弁をいただきましたので、私の中で落とし込むことはできました。

1 回目の御答弁の中身をうがった見方をすると、みどりの村は自然のまま置いておくつもりですという答弁に私には聞こえたものですから、それであれば、森林公園として、町民のレクリエーションとしてというところとのバランスがどうなのかというところで、このような質問をさせていただきました。

再度同じような質問になってしまうかと思うのですが、決して自然の山として、山林としては放置するというか、置いておくということではないということで、それは間違いありませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほどお話しさせていただいたとおり、もともとここは人工林であります。

美幌は戦後、農家をやっている方などが冬場に木を育てて、カラマツ、トドマツを植えてきたのです。そのことが林業振興の礎となっていて、この場所についても元の方は大事に育てて、北海道を代表するトドマツとカラマツの見本林としての山を買いました。

ですから、公園にどんどんしていきたいという反面、きちんと計画された中で、お互いのバランスをどう取るかということがありますから、公園をまだまだよくしたいということでは、樹種を変えたい、それから、もうちょっと見晴らしをよくしたいからここを切り替えたいという、そこをどうしていくか、担当もその辺を何とか変えていけないだろうかと。一応法律にのっとりながら変えていけば、町民はもっと喜

んでくれるかなという話はしていますので、理解をしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、5 番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11 時 30 分といたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

2 番藤原公一さん。

○2 番（藤原公一君）〔登壇〕 ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、私からはさきに通告しております大きく 3 点、質問させていただきます。

理事者の方にはお昼をまたいでの質問になりますが、明確で真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初にケアラー支援について。

家族介護支援と今後のヤングケアラー対策について。

厚生労働省と文部科学省は、昨年 12 月から今年 2 月までの期間で、全国公立中学校に通う 2 年生や全日制高校に通う 2 年生、通信制高校の生徒を対象に、病気の家族の介護や世話を担う 18 歳未満の子供、ヤングケアラーに関する初の実態調査をインターネットで行いました。

結果によると、世話をする家族がいると答えた割合が、中学 2 年生の 5.7%、全日制高校 2 年生の 4.1%と報告されております。

そのうち、ほぼ毎日と答えたのは中学 2 年生の 45.1%、全日制高校 2 年生の 47.6%に上り、1 日に費やす時間は、中 2 が平均 4 時間、高 2 が平均 3.8 時間、中には 7 時間以上との回答が 1 割あり、世話をする家族の内訳は、兄弟が中 2 で 61.8%、高 2 で 44.3%と最も高くなってお

ります。

道内の栗山町では、ケアラー支援条例が制定され、本年4月よりケアラー支援を実施しておりますが、美幌町としても人ごとではないように感じます。

家族介護は相談ができない、相談する場所がわからないなど、様々な問題があります。

ヤングケアラーに対して実態をどのように把握し、支援をしていくのか、今後の美幌町の考えをお伺いいたします。

大きく2点目、コロナ禍における女性の負担軽減について。

女性の貧困対策について。

ニュースで生理の貧困という言葉を目にして衝撃を受けております。

若い女性が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労し、家庭環境によっては買ってほしいとお願いできないケースや、生理に関する情報や知識が足りずに戸惑い誰にも話せないケース、また、虐待などにより生理用品を買ってもらえないケース等、様々な要因があるとのことでした。

生理用品の負担軽減を目指す任意団体、**#みんなの生理**が高校生や大学生を対象に行った調査によると、回答者の約20%が過去1年以内に生理用品を入手するのに苦労した経験があると回答しております。

さらに、生理用品ではないものを使ったことがある27.1%、交換する頻度、回数を減らした36.9%、このほか、生理を原因として学校を欠席、早退、遅刻48.7%との結果が出ており、学校生活に十分参加できない実態も明らかになっております。

また、美幌町内で飲食店に勤めている従業員の中にはシングルマザーの方もおり、コロナ禍における収入減も深刻であるとお聞きしております。

そのことを含め、生理用品に限らず、町としても女性の貧困対策が必要ではないかと思っております。

誰一人置き去りにしない社会のために、

支援を必要とされている方への対応と、声を上げやすい環境づくりをどのように考えているのか。

また、緊急的に災害備蓄品の活用など、女性の負担軽減に対する今後の対応をお伺いいたします。

次に、大きく3点目、除雪体制について。

1点目、除雪最低保証制度等の見直しについて。

近年、降雪量が減少傾向にあり、町民としては除雪の負担が減り喜ばしいこととは思いますが、一方で、除雪受託業者は、昨年度は5回の出動で終了したため、機械損料などが大きな負担となっているのが現実であります。

昨年度より除雪機械の最低保証制度が導入されてはおりますが、保証が不十分との意見が多数あり、このままの単価では除雪を受けたくないという業者もおります。

今後の最低保証制度の見直しや、除雪準備金、除雪単価の見直しの考えについてお伺いいたします。

2点目、昼間の降雪時の除雪について。

昨年私も私を含め複数の議員が同様の質問をしておりますが、雪国において、町民が安心して暮らしていくためには、きめ細やかな除雪が必要と考えます。

現在、町では交通安全上、昼間の除雪を行っていないのが現状であります。

また、近年雪質も変わり、湿気が多く、重たい雪のため、国道や道道から町道に1本入るとハンドルを取られ、蛇行運転やぬかるみから動けなくなった車を確認しております。

日中降り続く雪は、車道を空ける必要があると考えますが、昼間の降雪時における除雪の考え方についてお伺いいたします。

3点目、間口除雪について。

美幌町では、全道的に見ても間口除雪をいち早く取り入れており、他町村からの評判も高い取組となっておりますが、一方

で、除雪受託業者は除雪機械の確保、また、人員確保が負担となっているのも現状であります。

除雪受託業者の考え方の違いにより、地域によって間口除雪の方法が違うように感じます。

明確な除雪のルールがあるのか、また、災害同様に自助・共助・公助の観点から見れば、間口除雪は、自助・共助でお願いできるのであれば、除雪受託業者の負担軽減につながると思いますが、今後の間口除雪の考えについてお伺いいたします。

大きく3点について御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 藤原議員の御質問に答弁いたします。

なお、ケアラー支援については、後ほど教育長から答弁いたします。

コロナ禍における女性の負担軽減について。

女性の貧困対策についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず多くの事業所が休業、時短営業等を行っております。

その中でも、女性が多く働く飲食業や小売業等への影響が大きく、特に非正規雇用の女性について、失業、離職、労働時間の急減等、雇用形態に大きな変化をもたらしていることから、国では、令和2年度、令和3年度において、子育て世帯への臨時給付金を支給するなど、金銭的支援を実施しております。

町といたしましても、各地域の民生児童委員や各種福祉団体との連携による困窮者の把握、各種相談や社会福祉協議会で実施している生活資金貸付事業の制度説明などの対応をしているところでありますが、女性に限らず、社会全体における問題であると認識しております。

今後も、現状把握に努めるとともに、各種福祉支援制度の周知や利用を積極的に行

い、生活困窮者の扶助に取り組んでまいりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、除雪体制についてであります。

1点目の除雪最低保証制度等の見直しについてですが、この制度は昨年度から導入しており、一斉除雪5回分、雪押し等の経費を対象とし、保証率を70%として制度化したところであります。

本年4月に、除雪受託業者の7業者からいただいた要望書の中において、除雪準備金の支払いや、委託単価の見直し等についても要望があることから、今後も協議させていただき、業者の皆さんの経営負担が大きくなならないよう検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の昼間の降雪時の除雪についてですが、全車が出動する一斉除雪については、除雪作業中の安全確保を第一とし、除雪業者が他に請け負っている除雪業務に影響を及ぼすことがないように配慮して、歩行者や車両の往来が少ない深夜帯を基本として実施しております。

しかし、これまでも緊急車両の運行や路線バス、スクールバス、集乳路線などについては、関係機関と連携しながら個別に対応し、道路状況を確認した中で、日中においても除排雪を実施する場合もあり、今後も緊急的な場合を含め、安全の確保ができれば、降雪状況に応じ、臨機応変に対応してまいります。

3点目の間口除雪についてですが、自治会たすけあいチームと連携し、置き雪対策として実施しているものであり、町民の皆さんからの評価は非常に高く、高齢化が進展していく中、除雪の負担軽減を図るためにも、今後も継続して実施していきたいと考えております。

また、間口除雪の方法については、その地域の雪の置き場の状況や間口除雪に使用する除雪車両により変わることもあり、明

確なルールは設けておりませんが、今後、受託している皆さんと一定のルールを協議しながら進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 藤原議員の御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供とされております。

このヤングケアラーが生まれる背景には少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因があり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が挙げられております。

御質問のヤングケアラーに対して実態をどのように把握し、支援をしていくかですが、町内の小中学生におけるヤングケアラーの実態については、美幌町教育委員会独自の調査を実施したことがないため把握しておらず、今後、保護者との面談や関係部局、児童民生委員との連携を通じて実態把握をしてまいりたいと考えております。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題である、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくいとされております。

各学校では日々の生活の中で、児童生徒の変化に気づくよう注意を払っているところであり、あわせて、教職員やスクールカウンセラーに対して悩みを気軽に相談できる環境を整えた中で、ヤングケアラーの早期発見に努め、発見された際には、地域包

括支援センターなどの関係機関と連携して、次代を担う児童生徒が健康で文化的な生活を営むことができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） それでは、順番に再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、ヤングケアラーの部分で教育長にお尋ねしたいと思います。

教育委員会独自では調査を実施したことはないので把握していないとのことですが、児童生徒の中には、親の死別、病気、障がい、家庭不和、兄弟の病気などにより、家事や家族の世話を担う生徒がいるのではないかと思います。

スクールカウンセラーに相談した、担任が異変に気づいた、また、保健室の先生が気づいた等の事例がなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、現在のところそのような状況はないということで確認しております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 答弁の中では、今後、保護者との面談や関係部局、児童民生委員との連携を通じて実態把握をしたいと考えているとのことでした。これまではそういう相談がなかったということですが、答弁にあったように、見えない部分というのは当然あると思うのです。実態調査は、具体的にどのような時期で、どのように行っていくかという考えがあればお答えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、このヤングケアラーの関係につきましては、社会的な問題でございます。

このような状況を踏まえて、北海道では近く有識者会議を設けると伺っております。その状況を踏まえながら、町としてもしっかり対応してまいりたいと思っております。

また、実態調査の関係であります、通常よく行われているのが家庭訪問だとか、今はコロナの関係でなかなか家庭訪問ができないので、保護者に学校に来ていただいて面談しております。そのような中で、家庭の状況だとか、そういったことも聞き取りをさせていただいています。

また、教職員の皆さんはふだんからクラスの子供、通学している子供たちの様子をよく見ておりますので、様子がおかしいだとか、そういうことがあれば教員自らが子供と面談したり、話を聞いたりだとか、場合によってはスクールカウンセラーに相談したりだとか、そういうきめ細かい対応をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 先ほどのヤングケアラーの部分ですけれど、国の政策としてもSNSを利用した相談窓口を整備していくという見解もあります。

子供が役所に行くことは心理的ハードルが高いと指摘がありまして、全国どこに住んでいても悩みを共有できる環境を一刻も早くつくると強調されております。

孤立を防ぐ対策も必要になると思いますけれども、答弁にもありましたように、家庭内のデリケートな部分でもあります。

今、教育委員会、学校全体でGIGAスクール構想が始まり、1人に1台タブレットが当たります。

その端末を利用して、先生と生徒がコミュニケーションを取れるようなシステムが

できるのであれば、そこで相談できる体制が整い、友達にも気づかれない相談窓口ができればいいと感じているのですけれども、そのような対応が今後ないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように、GIGAスクール構想で1人1台端末を使っております。

これは、将来的に家庭に持ち帰ることも視野に入れておりますので、それが導入されれば可能だと考えております。

やはり、いろんな手法で、いろんな媒体を使いながら、子供たちの悩みを学校や友達に相談できる体制は、ありとあらゆる方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） ヤングケアラーの質問は最後にさせていただきたいと思うのですけれども、ヤングケアラーの支援については早期に発見が1番大事だと思います。

答弁では、地域包括支援センターと連携をしていくとのことですが、今までも介護については地域包括支援センターと意見交換をしていると思うのですけれども、今後発見したときに、地域包括支援センターと家庭をうまくつなげるような体制が大切になってくると思います。

今後も意見交換の場を定期的に設けるとか、先ほど民生委員の方に相談していくとありましたけれども、今後そういう体制を取っていくのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 現在のところ、計画については持ち合わせてございませんが、先ほど答弁いたしましたように、有識者会議を踏まえて、今後地域でどういった方法を取っていくかということが提起され

るものと考えておりますので、その状況を踏まえながら、地域としっかり連携した上で対応していきたいと思ひます。

よろしくお祈ひします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 栗山町のケアラー支援条例の目的を紹介して終わりたいと思ひます。

栗山町のケアラー支援条例の目的は、ケアラーを社会全体で支えるため、ケアラー支援に関して基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者並びに関係機関の役割りを明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する政策の総合的、計画的な推進を図ることにより、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的するとあります。

答弁の最後にも、次代を担う児童生徒が健康で文化的な生活を営むことができるよう取り組んでまいりたいと力強く答弁されておりますので、子供たちの学習の場を奪うことのないよう支援をしていただきたひと思ひます。

また、子供たちを孤立させないような施策を一層望み、次の質問に移らせていただきたひと思ひます。

次の女性の貧困対策について再質問させていただきます。

まず、答弁になかった部分から再質問させていただきます。

生理の貧困については、本年3月、我が公明党佐々木さやか参議院議員から、国に対して初めて質問をいたしました。

いろいろな問題があり、生理用品を満身に購入できない、使用できないという全国的な問題になっております。

先ほどお話ししました任意団体、＃みんなの生理がアンケート調査を実施しておりますが、貧困で購入できないだけではなく、ネグレクト、つまり児童虐待など、美幌町ではないと思ひますけれども、親等か

ら買ってもらえない子供たちがいるとの結果も出されております。

女性特有の悩みとして多くを語るのはタブー視されてきた生理の問題ですけれども、SDGsのジェンダー平等などの観点から、幅広い理解が必要と考え質問いたしました。

最初に私は、災害備蓄品の生理用品を提供できないかと質問しました。

町として、生理用品の災害備蓄品はどれくらい保有しているのかお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） お尋ねの災害備蓄品の保管状況であります。

行政備蓄といたしましては、避難所生活を営む上で必要となる生活物品や応急手当て物品等を保管しているわけですが、本町におきましては、過去の災害事例等から水害を想定し、1泊2日の最小限の備えを行ってきているところでございます。

お尋ねの生理用のナプキンでありますけれども、こちらにつきましては現在、昼用と夜用を各16個備蓄してございます。

つきましては、繰り返しになりますが、最小限の備えになってございますので、御理解をいただきたひと思ひます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） この災害備蓄品を配って欲しいと言おうと思ったのですけれども、16個しかないなら無理かなと感じました。

今回の質問の生理の貧困について、教育現場として今まで実態調査をしたことがあるのか、教育長お祈ひいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 実態調査についてはした経過はございません。

よろしくお祈ひします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん

ん。

○2番（藤原公一君） 現在、生理用品の配布は、小中学校においてどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 先ほどの実態調査の関係ですけれども、調査という形では行っておりませんが、各学校に確認したところ、そういった事例は聞いていないというお話がございました。

また、各学校での配置の関係でございますが、現状としましては、保健室に一定数を配置して必要の都度提供しているところでございます。

児童生徒が不安に思うことなく安心して学校生活を送ってもらえるよう進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 保健室にて対応しているということですが、保健室では恥ずかしくて声に出しづらい生徒がいる場合、全国的にトイレにカードを置いて、そのカードを保健室に持っていけばもらえるという制度が全国的に広がりを見せているようですけれども、今後、美幌町として、そのような対応はないのかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま御意見をいただきましたので、参考にさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 先ほどの災害備蓄品が少ないということだったので、本来、女性の貧困という部分でいけば、公共施設に配備していただければ、女性が少しでも安心して暮らしやすい環境になるのではないかと思います。

今後、小学校も含めて、女性用トイレに配備する計画がないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 計画はないのかと問われると、ございませんという答弁になってしまうのですが、今回質問をいただいて、SDGsの貧困をなくするという大きなテーマがございまして、女性に限らず、貧困対策につきましては、これは行政として非常に大きな課題でございます。

生理用品を公共施設に置く、置かないという視点よりも、町内で貧困、なかなか見えづらい面もございしますが、そういった悩みを抱えている皆さんに、きめ細やかに目配りをして行政運営をしなければならぬと考えてございますので、公共施設に置く置かないということではなくて、町の福祉施策の一環として、しっかり取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 学校関係について、トイレに配置する検討はないのかお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 先ほどお答えしましたように、まずは保健室に配置させていただきます。

さらに、藤原議員からも貴重な御提言をいただきました。

そのようなことを活用しながら対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 生理用品の無料配布というのが、5月19日現在、全国の255の自治体で行われております。

この255の自治体は、先ほど言ったよ

うに災害備蓄品を提供しているところがあるのですけれども、その配布方法が、社会福祉協議会とか公共施設の窓口で配布しているところもあります。

答弁いただきましたけれども、小中学校のトイレにも配布が進んでおりますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

この質問を最後にしたいと思うのですけれども、答弁の中で、社会福祉協議会で実施しております生活資金貸付事業の制度説明などの対応をしているとのことですけれども、今日現在、何件の申請があったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの件数についてでございますが、現在手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 女性の貧困に限らず、生活困窮はこれからも起こり得ることですので、今後とも支援が途切れることなく、先ほどのヤングケアラーではないのですけれども、孤立させない施策を要望して終わりたいと思います。

次に、除雪体制について再質問させていただきます。

まず、最低保証制度の見直しについて。

4月に除雪受託業者7業者から要望をいただいたとのことですが、差し支えなければ、要望の内容を教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、4月30日付で町から除雪をお願いしております7業者連名で要望をいただいております。

その内容といたしましては、総じまし

て、経費的になかなか採算が厳しいということから、最低保証額を含めて見直しをお願いしたいという内容でございます。具体的には、準備金として支払いいただきたいという内容ですとか、夜間だけではなくて昼間の除雪についても実施をする。また、排雪機械等の民間借上げを徹底するとか、交差点、角取り除雪を早目に行う。直営除雪等の関係の見直し、具体的にはそういった内容でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 準備金の支払いという要望があったのですけれども、これは対応できるのか、答弁をお願いします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問ですが、この要望書をいただいた後にも、実際に情報交換というか、お話を聞く機会がございましたので、聞いてまいりました。

お話を聞きますと、それぞれの事業者で実情がいろいろ違うということがございます。

自ら機械を持っているところもあれば、除雪のためにリースをしたりですとか、機械の利用といいますか、民間からどれだけ請け負っているかだとか、そういったいろんな実情がそれぞれの事業者で違うということもお聞きしておりますので、まずその辺の実態を具体的にアンケート等で把握をさせていただきたいと考えております。

その上で、例えば、赤字になっているということであれば、そういった部分については少しでも解消できるように実態把握した中で、今後検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 業者の皆さんの経

営負担が大きくなならないような検討を今後していきたいという答弁がありました。

私なりに少し調べたのですが、国土交通省のホームページの地域維持事業の実施に関する費用における適切な経費計上についてという部分ですけれども、これについて工夫を行っている取組の例が載っていましたので、紹介させていただきたいと思います。

1 番目に、稼働時間が積算上設定した基準時間未満であった場合に、基準時間を基にした費用を保証する。

2 番目に、除雪機械に関わる必要な固定経費、管理費については、稼働の量にかかわらず必要なものであるので稼働時間積算上設定した基準時間未満であっても基準時間を基にした費用を保証する。

3 番目として、稼働が一定期間ない場合も機械の点検など費用の保証をするとの記載があります。

また、北見市の取組ですけれども、北見の場合、除雪維持組合が38社で構成されておりますけれども、除雪前に準備金として一律に支給されております。

名目は、修理、人件費として支払われているということで、網走市も同様に道路維持組合が5社で構成されており、準備金も支払っております。

網走市の名目は、車検、整備、人件費として支払われております。

美幌町としても、先ほど部長から準備金を考えていますということだったのですけれども、このことについてしっかりと検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

町保有の除雪機は、ショベルとかがあると思うのです。今回も更新する計画になっていると思います。

この町所有のショベルが今回更新になるということは、下取りに出すのか、そのまま置いておくのかわからないのですけれども、もし置いておくのであれば、例えば、

除雪受託業者のショベルが故障してしまって、動きが取れないということが中にはあるかと思います。そのトラブルとか故障した場合に、この町保有の除雪機を貸し出すことができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、今年度はショベル1台と、ロータリー除雪車を購入する予定となっておりますが、タイヤショベルにつきましては、登栄のごみ処分場のショベルがかなり古いことから、そちらに転用することで考えてございます。

また、ロータリー除雪車につきましても、かなり年数が古いということもございますが、そちらについては基本的に売払いということで考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2 番藤原公一さん。

○2 番（藤原公一君） 今の答弁に補足をお願いしたいのですけれども、もし、受託業者のショベルが除雪中に壊れた場合、何台も持っている会社だと応援体制が取れると思うのですけれども、持っていない業者、1台をワンセットで動いているような業者の機械が故障した場合、そのときの対応はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） ただいまの御質問でございますけれども、もし除雪中に故障等が発生して動けなくなった場合につきましては、ほかの業者に応援を頼むという方法とか、直営でそのときに助けに回れるということであれば、そちらに回るという対応をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2 番藤原公一さん。

○2 番（藤原公一君） 先ほどの質問と重

複するかもしれないですけども、今回いろんな業者と打合せをしてきたと答弁にあったのですけれども、除雪受託業者に個別ではなく、集まった中での打合せ、協議が今後あるのか。

個別ですと役場の言いなりになってしまう傾向があるものですから、7社まとまって意見交換ができるのであれば、絶対に効率的な意見交換ができると思うのですけれども、そのような考えが今後あるのかどうか、答弁お願いします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御質問の件でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、一度アンケート等を使いまして個別の事情をお聞きした後に、皆様とお話をする機会を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 受託業者が困らないよう、赤字にならないような施策を今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

昼間の降雪時の除雪について、先ほどの要望書の中でも昼間の除雪という部分がありましたけれども、昨年度、令和2年度の除雪に対して、前回、馬場議員から同様の質問がありました。

町民の方から私に相談があったケースもありますけれども、日中除雪に対して、私に来るぐらいなので、役場にも相談があったと思いますけれども、そういう案件にどのような対応をしたのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

日中の除雪に関しましては、実際に雪が残っているときにお電話でご要望をいただくことがございましたけれども、これまで

答弁してきたとおり、安全性のことを考えまして深夜帯からの除雪を考えていますということで対応してまいりました。

以上です。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 除雪の問題は本当に難しい部分があるのですけれども、1件やったら次の1件もと当然なってくる部分もあるので、日中やってほしいという要望は皆さん多々持っていると思います。

その中で、受託業者、直営の方も含めて、作業に従事しているオペレーターの方を見たところ、受託業者でばらつきはあるかもしれないのですけれども、運転手が高齢になりつつあるように見受けられます。

除雪に対しても後継者不足が見受けられると思っております。

確かに熟練の経験値も大切だと思うのですけれども、今後高齢化が進むと、夜間作業のほうがリスクは高いと感じるのですが、これも難しい問題で、町民と従業員の安全性のどちらを優先するのかという部分もあると思うのです。

答弁にあったように、そこが臨機応変という言葉の曖昧さなのかと思うのですけれども、その部分で、臨機応変な対応について、昨年度、除雪受託業者の日中除雪があったのかどうか、また、日中除雪を行う場合、誰が受託業者にやってくださいという指揮を取って、どういうふうにやってくださいというような指揮系統があるのかお尋ねします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、臨機応変な対応といえますのは、緊急時の対応ということで捉えていただければと思いますけれども、例えば災害等で急遽開けなければならない、救急車等が通るですとか、そういった場合について臨機応変に町で、日中直営でできる場合は直営でという対応をしているとい

うことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 日中除雪に対しても、町民と受託業者の安全と健康維持を望みますので、よろしくお願いいたします。

最後に、間口除雪について再質問させていただきたいと思います。

一斉除雪終了後に地域別に循環したことがあり、一部の地域では玄関口まできれいに取っていく地域もあったり、また、ある地域に行けば置き雪にならない程度に山を崩す程度に間口を開けている地域など様々あります。

先ほど答弁にもあったとおり、機械の大きさ等によって施工の方法も変わってくるのでしょけれども、当然、玄関口まで開けてくれている地域住民はうれしいと思います。

除雪受託業者が1軒1軒の間口除雪に時間を取られて負担が大きいのは当然のことです。

そこで、自助・共助と質問させていただいた背景には、地域によって異なるのですが、自治会の中にミニタイヤショベルを持っている方がいたり、答弁にもあったように、たすけあいチームもあるのですが、地域の間口除雪をそういうミニショベルを持ってる方とか、ミニロータリー車を持っている方をお願いすることができるのであれば、受託業者の負担軽減につながるのではないかという思いで質問させていただいております。

この問題については、保証の問題とか、保険の問題とか多々あると思いますけれども、例えば、玄関口にステッカーを貼ってとか、旗とか目印をしていただければ、その間口除雪を飛ばしていいとか、そういう方法があれば除雪受託業者もかなり負担軽減になると思うのですが、そのような考えが今後ないのか、お伺いしたいと

思います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 間口除雪の件でございますけれども、しなくていいという申出がございました場合につきましては、こちらから除雪業者に連絡をするようにしてございますし、その辺のところは御連絡をいただければ対応しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 借上げの部分ですが、農村部では一部除雪を受託されている地域があると思います。

民間除雪機の借上げ制度が今後検討されれば、受託業者の間口除雪に対する経費が大分軽減されるのではないかと思いますので、今後検討をしないのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、民間の借上げということでは検討はしてございません。

要望書をいただいた中にもありますとおり、間口除雪をすることによって、業者としてはショベルを2台抱えなければならないということで、別に1台用意する経費がリース等によると割高になってしまって、採算が取れないというような話を聞いておりますので、町としてはそういった部分がきちんと保証されるような内容の委託といいますか、そういったものを実態把握した中で今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 除雪堆積場の確保について質問させていただきたいと思うのですが、間口除雪をしている受託業者にお伺いすると、大きいショベルの後は入り口に雪を山いっぱい置いていかれるので、その間口除雪をするときにミニショベ

ルで行く場合があるそうです。

大きいショベルの場合、ある程度雪を遠くまで運べるのですけれども、間口除雪に使用する0.5立米クラスのタイヤショベル、通称ミニショベルですと、雪を抱えて運んでいかないと間口の雪を持っていくことができない場合があるそうです。

過去2年間は雪が少ないので何とかできたけれども、今後大雪になった場合、排雪場所の確保が困難という御意見をいただいております。

そのときに、各地域に民間の空き地だとか、空き家のスペースがあるので、この部分を利用して、間口除雪の雪を堆積できるだけでも便利というか、作業しやすいという御意見をいただいておりますけれども、今後、民間の空き地、空き家を臨時的な堆積場としての利用の考えがないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 除雪の対応について御質問をいただいております。

具体的な話を聞かれましたけれども、除雪は町民の方々が望んでいることで、それから、置き雪をされて困っているということもあって、そういうものは自治会連合会と地域の方と話して、それをやりましょうということであれば、住民の望んでいることをここまでは除雪に対してやるということを確認した中で、今、いろいろな業者の方々にお願いしているわけであります。そして、その業者の人たちに今回要望をいただきました。

その中で、こういうことを検討してほしいと、それと委託を受けた業者の方々ときちんと向き合っていたきたい。先ほど私どもが一方向的に押しつけるとか、そういう気は全く思っておりません。

業者の方々にも、昨年是一个の制度設計としてつくりました。でも、これが不都合であれば直すということで、これが絶対とは言っていないです。

今回も要望をいただいたときに、皆さんに今の状況を言っていたことには感謝したいし、皆さんが赤字になってまでやることではないので、どういう状態でも、その仕事をやっていただいたことで住民に喜ばれる、また、それに関わる方々も非常に感謝されるという形でやりたいと思っております。

そのためには、今ここでどういう問題を解決するか、準備金の話も他の町村を調べたりして、どうしようかということも原課で考えておりますし、例えば、置き雪にしても、オペレーターによって差が生じる場合があれば、それもルール化する、それから雪が少ないうちはいいけれども、雪が多くなったら、今までは押してきれいになっているところもあるけれども、もう一回皆さんと話して、大雪が降ったことを想定したらこういうところに置かせてもらうとか、そういう調整を町がしっかりやりましょうとか、そういうことを業者の方々ときちんと話して、業者の方の負担にならないようにやっていただいて、赤字というか、会社が損してまでやる話ではない。

ですから、そういう意味では、除雪に多額のお金がかかったとしても、それは町民が望んでいることであるから、当然、皆様方からその支出に対しては応援いただくということを前提に、今やっていただける方々という形が、置き雪にこだわりますけれども、1台で無理であればもう1台を置く場合に、借上げを見る場合はどうかとか、オペレーターはどうか。今度は全体を見て、業者の方々がオペレーターの年齢が高くなってきて大変だということであれば、例えばオペレーターを育てるために、町がオペレーターのための支援制度をつくって、資格を取りませんかとか、そういうことをどんどん考えていかなければいけないと思うのです。

今回いろいろ協議して、それで完璧とは言いませんけれど、一つ一つ前を向いてや

っていきますので、それを信じていただいて、こういうところがおかしいということであれば、御指摘をいただいた中でしっかりと修正して、皆さんに喜んでいただける除雪体制を関わっていただいている業者の方々と進めていきたいと思いますので、御理解よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 受託業者の方にはうれしい答弁だったと思います。

これから夏に向かうのに除雪という季節外れの質問をいたしましたけれども、雪国の町として、町長の答弁にもあったように、町民が安心して暮らせるような施策を望み、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） すみません。

先ほどの女性の貧困のところでお話がありました、社会福祉協議会の生活資金貸付金の件数ですが、主なものとしまして、貸付上限20万円の緊急小口資金でありますけれども、こちらは令和2年度、昨年度は69件、1,230万円の貸付けがありました。

今年、令和3年度6月21日現在ですけれども、これまでに73件、貸付金額は1,400万円となっております。

次に、上限60万円の貸付けであります総合支援資金でありますけれども、昨年度、令和2年度は66件、貸付金額は3,383万円、今年、令和3年度につきましては54件、貸付金額は2,663万円となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、2番藤原公一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時45分といたします。

午後 0時27分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 私は、大きな項目で3点御質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、美幌高等学校の振興対策について。

公立高等学校配置計画案についてであります。令和2年6月、北海道教育委員会は、令和3年度から令和5年度の公立高等学校配置計画案を策定し、美幌高等学校については、令和5年度に1学級減が示されました。

これを受け、令和2年8月美幌高校を守る会において、北海道教育委員会に対し、1間口削減の撤回を求める請願書を提出するなどを行った結果、決定時期については令和2年度から令和3年度に先送りされたところです。

その後、北海道教育委員会は、令和3年3月26日美幌町で開催の公立高等学校配置計画に係る地域説明会で、農業科の1間口削減が説明され、4月27日に地域別協議会が開催された後、6月1日公立高等学校配置計画案を公表いたしました。

その内容につきましては、令和5年度に現在の生産環境科学科と地域資源応用科を未来農業科に転換し、2学級から1学級に削減する案であります。

この計画案に対して、行政報告ではやむを得ないものとして受け止めなければならないと考えておりますとありますが、計画案が決定する9月までの間、北海道教育委員会に対して、農業科の1学級削減の撤回を要望すべきと考えます。

計画案が公表された段階で、なぜやむを得ないと判断されたのか、教育長の考え方を伺います。

また、今後の生徒確保のために、美幌高等学校で学びたいという魅力を高めていく必要があると思います。

間口対策を今後どうするのか、教育長の考え方をお聞かせください。

さらに、これまで地域関係者との話合いが少ないことから、北海道教育委員会に対して、PTAや教職員等の地域関係者と話し合う機会をつくるよう要望すべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

次に、2点目であります。

新型コロナウイルス感染防止対策について。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。国は、道内など特に地方で新規感染者が高止まりし、全国的な医療逼迫が改善されないことで、5月31日を期限とする北海道など9都道府県への緊急事態宣言を6月20日まで延長したところです。

このような中、5月21日には道内において感染者が過去最高の727人となり、管内においても22日の感染者が過去最高の22人となりました。

また、新聞報道によりますと、美幌町内においても感染者が発生したところであります。

町は、国の方針に基づいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療従事者等に対するワクチン接種を4月22日から実施しておりますが、次の項目についてお伺いいたします。

これまでの接種状況、予約率、接種率及び今後の具体的なスケジュールについてお伺いします。

コールセンターでワクチン接種予約がなかなかできないため、町は5月31日から予約受付専用電話を開設しましたが、その後、町民からの苦情はなくなったのかお伺いします。

接種予約者が当日キャンセルした場合の

対応策として、キャンセル待ち専用の事前登録をすべきと考えますが、その対応についてお伺いします。

65歳以上の高齢者のワクチン接種完了時期について、8月末を予定しているのですが、医療従事者を全国から確保するなどして、もう少し早く接種を完了できないのかお伺いします。

住民周知については、現在、町のホームページ、広報紙や地デジ広報等により周知しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュール等が全く分からないと町民から話を聞きます。

現在の広報紙では周知に時間がかかることや、高齢者等はインターネットを利用できない人も多く、情報を得にくい状況にあります。

このようなことから、今回のワクチン接種については、過去に前例のない取組であり、住民生活に大きな影響もあることから、新聞の広告を利用して、町民への周知の徹底を図るべきと考えますが、町長の考え方をお聞かせください。

3点目であります。

暮らし安全まちづくりについて。

防犯灯の設置について。

町は、平成30年度において、町内の街路灯1,280灯及び各自治会が所有していた防犯灯960灯を町で無償譲渡を受け、合計2,240灯をLED化したところであります。

LED化工事に伴い新設した防犯灯は88灯、撤去した街路灯及び防犯灯については73灯となっておりますが、その後、住宅の新築や防犯上の問題等で、防犯灯の設置が必要なことから、防犯灯新規設置要望書を提出しても設置されない自治会があると聞いております。

美幌町暮らし安全まちづくり条例において、町の責務により防犯上必要な箇所については、各自治会の防犯灯設置要望を柔軟に取扱いすべきと考えますが、町長の考え

方をお聞かせください。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 馬場議員の御質問に答弁いたします。

なお、美幌高等学校の振興対策については、後ほど教育長から答弁いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策について。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてですが、新型コロナウイルスは、変異株の影響により道内外において感染が急速に拡大している状況であり、感染症拡大防止の切り札とされている新型コロナウイルスワクチンの接種については、美幌医師会の皆様の御協力により進めているところであります。

御質問の1点目、これまでの接種状況、予約率、接種率及び今後の具体的なスケジュールであります。接種状況については、医療従事者573名については、6月10日に2回接種を完了、特別養護老人ホームやグループホームなどの高齢者施設等の入居者628名については、6月18日に2回接種を完了、65歳以上の在宅高齢者については、80歳以上から順次接種を進めている状況であります。

予約率の状況であります。既に発送を終了いたしました80歳以上、70歳から79歳の年代とともに80%を超える高い予約率となっており、ワクチンの接種率につきましては、6月8日現在、65歳以上の対象者7,107名のうち952名、13.4%となっております。

今後の具体的なスケジュールであります。6月14日に65歳から69歳の対象者へ発送を行った後、12歳から64歳の一般対象者について、年代の高い順に数回に分けて接種券の送付を予定しております。

2点目の予約受付専用電話を開設した後の苦情状況であります。開設によりつな

がりにくいというお問合せが大幅に減少しました。

3点目の当日のキャンセルの対応であります。美幌町では集団接種従事者をはじめ、感染リスクの高い介護事業所、保育士や教員等を事前に登録し、急なキャンセルでもワクチンを余すことなく接種できるよう対応しております。

4点目のワクチン接種の完了時期であります。国保病院をはじめとする個別接種での接種数の拡大や、しゃきっとプラザで実施している集団接種の接種数及び曜日の拡大を行うことにより、8月末の接種完了時期を大幅に短縮し、7月末となる見通しであります。

5点目の町民への周知の徹底であります。過去に前例のないワクチン接種であることから、町民の皆様が安心してワクチンの接種を進めていただけるよう、ホームページや地デジ広報、町広報紙のほか、分かりやすくお伝えできるあらゆる方法を使って周知してまいりたいと考えております。

次に、暮らし安全まちづくりについてであります。

防犯灯の設置についての御質問ですが、防犯灯等LED化事業は、平成29年度に防犯灯の位置、形式、状況など全灯調査を実施し、その翌年度に2,240灯の防犯灯等をLED化するとともに、95灯を新たに設置いたしました。

LED化事業は、自治会連合会からの要望を受け、自治会の御協力をいただきながら調査及び設置を実施したところであります。

LED化事業以降、防犯灯の新設要望は各自治会で取りまとめを行い、町に要望書を提出していただいております。要望に対しましては、公益社団法人日本防犯設備協会が定めている防犯灯の照度基準に基づき、現地の状況と公共性を確認しながら設置の判断を行っております。

その結果、設置が必要と判断した箇所に

つきましては、予算措置の上、設置を進めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 馬場議員の御質問にお答えいたします。

北海道教育委員会は、令和4年度から令和6年度までの公立高等学校配置計画案を策定し、6月1日に公表しております。

この計画案の中で美幌高校は、中卒者数の状況や生徒の進路動向、募集定員に対する欠員の状況、学校・学科の配置状況などを勘案し1学級減とするとともに、生産環境科学科及び地域資源応用科を未来農業科に学科転換することを示しております。

御質問の1点目、計画案が公表された段階でやむを得ないと判断した理由についてありますが、昨年6月に公表された公立高等学校配置計画案において、美幌高校の1学級減と内容が示されました。

このことを受けて、美幌高校を守る会では、北海道教育委員会教育長に対して令和5年度北海道美幌高等学校学級減の撤回を求める請願書と町内外からの1万4,400筆の署名簿を提出するなど、1学級減の撤回を求めました。

あわせて、町は平成25年度から毎年美幌高校とともに、管内の中学校訪問を行ってきたほか、間口対策補助金など美幌高等学校教育振興対策協議会と連携した間口確保対策をこれまで一生懸命取り組んできたところであります。

しかしながら、令和3年度の入学者は、普通科が37名、生産環境科学科、地域資源応用科が各10名ずつと、これまで最高の103名もの欠員が生じたところであります。

これらのことや、今後も中学卒業生数の減少が続くこと、これまで2回実施したアンケート調査では普通科を希望する生徒の

割合が約6割であることなどを総合的に判断し、この計画案に対しては、断腸の思いではありますが、冷静に現実を見たときにはやむを得ないものとして受け止めざるを得ないと考えているところであります。

次に、2点目の今後の間口対策についてありますが、間口を確保していくためには一定の入学者数が必要であり、子供たちが行きたい、保護者が行かせたいと思ってもらえる学校でなければならず、これまでの取組と合わせて、学校の魅力化づくりが必要不可欠であります。

高校が主体的に行っていく魅力化づくりは、学校が存在している限り必要なものでありますので、町も積極的に参画しながら、地域の声が反映された魅力化づくりを進めてまいります。

また、美幌高校ではオープンキャンパスを実施し、町内2校の中学校の全生徒が参加しておりますが、美幌の中学生が美幌の高校へ進学することは間口確保に向けて重要なことであります。

このためにも、多くの地元の中学生と保護者に対して、美幌高校を知ってもらう取組を精力的に行っていただく必要があり、町も美幌高校と連携して毎年取り組んでいるところであります。

3点目のPTAや教職員等の地域関係者と話し合う機会をつくるよう北海道教育委員会に対して要望すべきについてですが、これまでの公立高等学校配置計画地域別検討協議会におきましても、毎年、町内の小中高校PTAや経済団体からも出席をされており、PTA会長からは間口減反対の意見も出されております。

また、美幌高等学校教育振興対策協議会では、美幌高校の校長がオブザーバーで参画され、校長から北海道教育委員会に対して意見を伝えていることや、本年3月26日に開催されました公立高等学校配置計画に係る地域説明会には、中学校、高校の保護者や学校関係者も出席しており、地域の

声を学校設置者である北海道に届けているところでもあります。

今回の計画案公表に伴い、北海道教育委員会からは地域説明会開催の意向をお聞きしておりますので、町はより理解を深めてもらうためにも多くの皆さんに参加を呼びかけていきたいと考えております。

いずれにしましても、今回の計画案について発展的な再編と前向きに捉え、今後これ以上の間口削減とならないよう学校の魅力化を進め、町としての支援も継続しながら、生徒の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えいたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

最初に、公立高等学校配置計画案についてであります。質問の1点目の計画案が公表された段階でやむを得ないものと判断した理由について、先ほど教育長から答弁がありました。

一つは、令和3年度の普通科の入学者数は37名で、欠員が43名。そして、生産環境科学科、地域資源応用科は各10名で欠員が60名ということで、合計でこれまで過去最高の103名の欠員が生じたことが1点。

それと、今後も中学校卒業者数の減少が続くことが2点目。

3点目、これまで2回実施したアンケート調査では、普通科を希望する生徒の割合が約6割ということで、このようなことから、やむを得ないものとして受け止めざるを得ないと考えているということで教育長は答弁されました。

しかし、過去最高の欠員や、今後の中学校の卒業者数の減少を考えた場合、これからこういった状況は続くと思います。

私は、今回の農業科の1間口削減を認めた場合、今後、普通科の間口削減にもなり、最後には美幌高等学校の維持すら難しい状況になってくるのではないかと危惧しているところでもあります。

そこで、美幌高等学校はオホーツク管内の唯一の農業科であること、それから、昨年6月には1間口削減の撤回を求める1万4,400筆の請願書を北海道教育委員会に提出していることから、特に、今後9月までの間にやらなければならないことがあると思います。

美幌高等学校の魅力化に係る様々な取組を着実に進めるためにも、公立高等学校配置計画案が決定する9月までの間、農業科の1間口削減の撤回を北海道教育委員会に対して、引き続き要望すべきと考えますけれども、教育長の考え方について再度お伺いしたいと思います。

何で再度かというのは、計画案が公表され、残された9月までの間には着実な高校の魅力化に向けた取組が必要ではないかということで、再度そういった考えも含めて、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの削減の撤回を要望する考えはということでございますが、1回目の答弁でもお答えしましたが、昨年7月には美幌高校を守る会による、1間口削減撤回を求める請願を行ったところでございます。この請願には約1万4,400筆の署名がありました。

また、署名活動には美幌高校の生徒が参加して、多くの町民から関心が寄せられたところでございます。

また、北見市、網走市、大空町の中学校訪問を高校と町教委で行い、さらには、管内、弟子屈町、陸別町の中学校、延べ86校の訪問を美幌高校の管理職並びに教員が実施したところでございます。

また、美幌高校の体験入学、オープンキ

キャンパスでございますが、美幌中学校、北中学校の3年生全員、164人をはじめ、管内の10の中学校から215名が参加しております。

さらには、美幌中学校の総合的な学習に美幌高校の生徒がゲストティーチャーとして参加して、生の声で美幌高校についてPRしております。

このような新たな取組を行ったところでございますが、昨年9月以降の1年間の猶予期間に入学者を増やすことはおろか、結果的に減少となったこと、さらには、令和5年度以降の中学校卒業者は、今の美幌高校の定員160名を下回る126名となっております。

このように急激な人口減少であること、さらには、北海道教育委員会としまして、2年続けて同じ判断をしたということの現実を重く受け止めなくてはならないと考えたところでございます。

このようなことから、削減の撤回を要望する考えは持ち合わせておりませんので、御理解いただきたいと思います。

また、今回の1間口削減につきまして、発展的な再編であるということを前向きに捉えております。

町は再編で支障がないよう、教職員配置についての激変緩和策、さらには、農場の維持管理等につきまして、民間企業等の力を借りるスクールマイスター制度の採択適用等について、要望いたしたいと考えているところでございます。

また、高校は魅力化の実現に向けて、既に再編後のカリキュラムづくりなど、しっかりと前を向いて歩み始めていると伺っております。

このようなことを踏まえて、町としてもすべきことしっかりと進めてまいりたいと思っているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今、教育長から再答弁がありました。

後段の部分において、教職員の激変緩和とか、魅力化に向けた取組が必要だと思えます。

そのためにも残された期間、ここで認めるのではなくて、引き続き並行してやるべきではないかということであります。

考え方は同じなのです。魅力化に向けてどう進めていくか。

生徒確保についても、激変緩和についても、スクールマイスターについても賛成なので、そのことを具体的にどう進めていったらいいかということで、私はこの時期においてやむを得ないと判断するのではなくて、並行して引き続きやればいいのかという考え方で再質問をいたしました。

次に心配なのが、今回の公立高等学校配置計画案で、美幌高等学校の普通科の問題が計画案に出ています。

本年度入学者の募集が、先ほど申し上げましたとおり減ったということで、欠員になったためだと思いますけれども、令和4年度に募集数を満たすかどうかは9月の決定時期に公表すると定められております。

農業科が1間口なくなって、普通科も9月の決定時期に公表されると。このことが危惧されるところであります。

このことについて今から対応しないと、最終的にはまた普通科の1学級減になると思います。

その対応について教育長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 普通科の関係でございますが、議員おっしゃるように、今年は2間口80名の定員に対して37名ということで、結果的に1間口でスタートしているところでございます。

これにつきましては、北海道教育委員会の高校配置の制度といたしまして、翌年の

計画をつくるとき、今年でいくと9月ですけども、そのときまでに来年どのような進路動向になっているかということを経元の市町村教育委員会から報告する形になっております。

その報告をするに当たり、町内の両中学校の進路動向等を的確に捉え、2間口死守に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） これで普通科がまた1学級になったら大変な状況になりますので、緊張感を持って、教育長が言ったように取り組んでいただきたいと思います。

次に、提案があります。

オホーツクの現在の公立高等学校配置計画案については、現在は中学区、東学区、西学区と分かれての配置計画案でありますけれども、少子化に伴う間口削減問題については、今後オホーツク全体を1学区とすべきと私は思います。

このことについて、私は考えたのですが、本当にいいのかどうか含めて、いいとすれば私は要望すべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 本町から町外の高校に出ている児童生徒につきましては、北見市内、さらにはオホーツク東学区の網走市内と、オホーツク西学区の遠軽町内ということで、三つの学区にまたがっている状況でございます。

今議員おっしゃいましたオホーツクの学区を一つにしたかどうかということですが、この関係は、毎年2回行われています地域別検討協議会、こちらで他の市町村からも意見が出ている状況であります。

また、この配置計画案等々含めまして、今の3学区に分かれている制度はこれでいいのかどうか、中学区の中でのバランスを

どうするのかということは、しっかりと町長レベルで道教委を交えた中で話し合うべきだという意見も他の市町村長からも出ている状況でございます。

これにつきましては、引き続きいろんな場面で見直しについてはどうかという声を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、町長部局と連携を取りながら進めていただきたいと思います。

次に、質問の2点目の今後の間口対策であります。

教育長はご存じだと思いますけれども、新聞等でも紹介されました、津別町で実施しております公設民営塾についてであります。

津別高校の生徒及び町外に通う町在住の高校生の授業の予習、復習、そして進学、就職試験などの対応策など、個々に合わせた指導で学習環境を整え、魅力を高め、入学者減に歯止めをかけることが目的で、平成29年度から取り組んでおり、好評だと聞いております。

高校生は無料で利用でき、運営は個別指導塾を全国に展開する民間業者に委託、委託費は約2,200万円で、年間の登録者数は33名、そのうち津別高校生が21名の状況でございます。

このような津別町での間口対策の取組でありますけれども、先ほど、木村議員からもありましたけれども、企業版ふるさと納税を活用して、例えば、研究機関を持つ民間企業に協力してもらって、美幌町での導入の検討、また、このほかに教育長の新たな間口対策の導入について考え方があれば、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 新たな間口対策

ということでございますが、議員おっしゃるように、近隣市町村では、塾をやっていると、非常に特徴的な取組をどこの市町村でも行っている状況でございます。

本町におきましても、これまで議会の御理解をいただいて、入学者への間口対策補助金5万円、農業科に対しては10万円、さらには寄宿舍運営費や、スタディサブリなどの学習環境の整備補助などを通じて間口対策に取り組んできたところでございます。

これらにつきましては、いずれも毎年3月の予算議会で提案させていただき、お認めいただいた後の助成となっているところでございます。このようなことから、実際に補助の恩恵を受けるのは、翌々年度の入学者からになります。

例を申し上げますと、新たな支援補助金を設けて町内からの入学者を増やそうとした場合、これからのスケジュールでいきますと、令和4年3月の予算議会で審議いただき、令和4年度予算での執行、つまり令和5年度の入学者からの助成ということになっております。

普通科においては、先ほど馬場議員からお話がありましたように、令和4年度の入学者が40人を超えなければ、2年連続で1間口になる状況でございます。そうすると、教職員の減にもつながる、今はまさに正念場の状況であります。

これから行ってまいります令和4年度の募集活動におきまして、高校からの助成要望を現在整理しているところでありますが、それらが固まりましたら改めて議会の皆さんに相談させていただき、御理解をいただけたら、その助成策を持った上で、令和4年度の来年の入学者増、特に普通科の2間口確保死守に向けた募集活動を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 教育長が答弁された学校からの要望事項について、内部で検討されて、町長部局とも検討しながら議会に提案するということであります。

美幌高校と十分打合せをする中で、いろんなことが出ると思います。いろんな先進事例もありますので、研究をされて、間口対策のさらなる検討をすべきだと思っております。

最後になりますけれども、質問の3点目の地域関係者と話し合う機会をつくるよう北海道教育委員会に要望すべきであります。計画案公表に伴い、北海道教育委員会からは地域説明会の開催の意向を聞いているとの答弁でありますけれども、ぜひ、計画案が決定される9月までの間に、地域説明会を再度美幌町で開催するよう対応すべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

私は、3月26日に美幌町で開催された地域説明会に出席いたしました。

会議終了後、道教委の課長補佐に、いろんな意見がございますので地域説明会を再度美幌町で開催するよう要望しました。

ぜひ、こういった機会をつくるよう対応すべきと考えますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 北海道教育委員会からは、地域に対する説明の機会について、計画を策定した学校設置者としてしっかりと説明責任を果たしてまいりたいというお話も伺っております。

町としましても、振興対策協議会等と協議しまして、なるべく早く計画が決まるまでの間にしっかりと説明会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） いろいろと質問をしました。

教育長がおっしゃるとおり、間口が減らないよう、美幌高校がなくなることないように、学校の魅力化を進め、生徒確保について美幌高等学校教育振興対策協議会などと連携を取って、全力で取り組んでいただきたいと思います。

これで、1点目の質問については終わらせていただきます。

それでは、2点目の新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

国は6月17日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、北海道など10都道府県に発令中の緊急事態宣言を沖縄県を除き20日で解除することを決定いたしました。

このうち、岡山県、広島県を除き、北海道を含む7都道府県は、7月11日までまん延防止等重点措置に移行されてございます。

このことにより、美幌町の閉鎖していた公共施設及び今後の感染対策について、どのように具体的な対応策及び住民周知をされたのかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員お尋ねのとおり、7月11日まで北海道についてはまん延防止等重点措置に移行するというところで国の判断が下されたわけですが、その情報が入り、町としては本部会議を直ちに開催してございます。

その際、6月20日をもって公共施設の閉鎖につきましては解除し、21日からは通常の開設に戻すということが1点であります。

しかしながら、感染のリスクはありますので、引き続き、施設を利用される皆さんには基本的な感染防止対策にしっかり取り組んでいただくように周知を図っているところであります。

また、公共施設のみならず、今回ワクチン接種も進めているわけですが、ワクチンの受付等に際しましては、町

民の皆様にしつかりと御理解いただけるように、この後御質問もあろうかと思えますけれども、ワクチン接種についてわかりやすく周知を図った上で、1日でも早く打っていただけるような環境を整えるということで、対策本部会議でも本部員として共通理解を持った中で、職員一同しつかり対応していくことを確認してございます。

以上、御答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私もホームページを見て、それからスマートフォンへの連絡でわかりました。

ただ、昨日、町民の方からは公共施設が再開になったことが全くわからなかったということでありました。

後からも質問しますが、木村議員の一般質問の中でもありました、今まで使えなかったのが21日から使えるようになったという緊急性のある問題だと思うのですが、本当にホームページだけでいいのでしょうか。

ホームページを見ている方は、ある町村の調査では大体町民の10%、広報とか紙ベースのものは6割から7割というデータもございます。

今回のように緊急的に使えるようになったけれども、どうしたらいいか町民でも全くわからない方もいらっしゃるということだけ覚えておいていただきたいと思います。

後ほど周知についても御質問しますので、次に移らせていただきます。

質問の1点目の今後の具体的なスケジュールで、12歳から64歳の一般対象者について、年代の高い順に数回に分けて接種券の送付を予定しているとの答弁ですが、接種券の具体的な年齢別発送スケジュール、それから、12歳から64歳未満の一般対象者について、いつまでに接種完了予

定なのか伺います。

また、新聞報道で見たのですけれども、12歳以上の児童生徒に対するワクチンの接種時期について、夏休み期間中を予定しているのか、あるいは集団接種なのか合わせて伺います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 御答弁申し上げます。

まず、スケジュールに関しましては、接種対象となる町民の皆様全員の接種について、10月末までには完了させたいと思っていますところでございます。

年齢別のスケジュールについてでございますが、60歳から64歳の皆様にはあした、6月23日に接種券を送付させていただきたいと思っております。

その下の16歳から59歳の皆様方には、7月12日をめどに接種券を送付したいと思っております。

12歳から15歳の皆様につきましては、厚労省が6月1日から接種対象年齢を12歳以上と拡大したところですが、その接種に係る方針につきまして、報道によると近く文科省から指針が出されると聞いておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

また、12歳から15歳は医療機関でいけば小児扱いになるということで、町内の医療機関においても小児という部分での対応の可否について、美幌医師会の皆様と協議をさせていただかなければならないので、その後に具体的なスケジュールをお示ししたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ありがとうございます。

次に、64歳以下を対象にした新型コロナウイルスワクチン接種で、子供たちと接触機会が多く、集団感染、クラスターの発生が懸念される町内の幼稚園や保育所、児

童センター等で働く職員について、PCR検査の実施及びワクチン接種をすべきと考えますが、その対応についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、児童と接触する保育士の皆さんについては、このワクチンの接種優先度については非常に高いものと認識しております。

最初の答弁にもございましたけれども、集団接種、個別接種等々で、当日キャンセルが生じた場合、必ず生じると思います。その場合については、保育士のリストを既に作成しておりまして、高い優先順位によって保育士に接種していただこうと考えているところでございます。

もう1点のPCR検査につきましては、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策推進室という部署があるのですけれども、そのモニタリング事業で、1週間から2週間に1回、唾液によるPCR検査のモニター事業をやっているところでございます。

それによって、安心した保育ということで確立していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 内容についてはわかりました。

それと、1番大切なのが、ホームページにも周知がありましたけれども、基礎疾患のある方の新型コロナウイルスワクチン接種の具体的な手続、それから対象要件、現在の申請件数、接種券の発送スケジュール等についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 基礎疾患の方についての御質問でございます。

基礎疾患をお持ちの方については、60歳以上の方と同列の優先順位となっている

ところですよ。

しかしながら、各自治体においては基礎疾患をお持ちの方のリストを有しておりますので、その方への周知という部分につきましては、町のホームページに加えて、各クリニックに基礎疾患の方については優先して接種を受けることができますというチラシを置かせていただきました。

その上で、町に申出をいただき、接種券を発送するという流れを取っているところでございます。

6月21日、昨日現在76名の方から申込みがありまして、その方々につきましては、昨日接種券を送付させていただいたところですよ。

今後、基礎疾患を有される方から申出があるかと思いますが、都度、接種券については発送させていただきたいと考えているところですよ。

基礎疾患の要件についてですけれども、病気としては14項目に分かれていますので、慢性的な心臓病ですとか、呼吸器疾患、糖尿病の方、それから、免疫低下の治療を受けている方、それと、睡眠時無呼吸症候群の方等々が法律上列記されているところですよ。

また、BMI、肥満度ですけれども、BMIが30以上の方についても同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、慎重に万全を期していただきたいと思います。

次に、4点目の65歳以上のワクチン接種の完了時期でありますけれども、医師会や医療従事者、関係機関の大変な御努力によって個別接種や集団接種を拡大したことにより、当初接種完了が8月末の予定でしたが、7月末の見通しになったことについては敬意を表したいと思います。

そこで、念のため確認ですけれども、7

月末接種完了の見通しについて、新聞報道によりますと、道内の自治体の9割が7月末完了という政府目標が達成できると見込む一方、完了の解釈についてはばらつきがあり、必ずしも希望者全員が接種を完了することを前提としないことがわかったと報道がありました。

そこで、美幌町において、この7月末完了という答弁がありましたけれども、この具体的な定義についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 完了の定義についての御質問です。

今回のワクチン接種は、美幌医師会の皆様、その他関係機関の皆様の多大なる御協力をいただいているところです。

その中で各クリニックによる個別接種枠の増、また集団接種の土日開催等々におきまして、接種枠を増やしているところですよ。

拡大した予約枠で換算して、7月末までに2回の接種を終えることができるということで、机上計算ですけれども判断いたしましたので、今の定義としては、皆さんが2回の接種を受けるという定義づけをしているところですよ。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 部長から御答弁がありましたとおり、7月末で2回接種が終わるということで安心いたしました。

ぜひ、これからも万全を期して取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、5点目の、先ほど申し上げました町民への周知についてであります。

具体的なスケジュールについては、現在、ホームページや町広報の折り込みチラシにありましたけれども、先ほど御説明いただいた64歳以下の今後のスケジュール

については具体的なものはありません。ホームページについても、まだ掲載されてございません。

早急に広報あるいは広報のチラシや新聞の広告を利用して住民に図るべきだと思います。

繰り返しになりますけれども、先ほど私から言いましたけれども、ホームページでは、ある町村の調査で10%しか見ていない状況で、広報については紙ベースでありますけれども6割から7割見ているということであります。

ぜひ、紙ベースのチラシによって早急に町民に周知を図るべきと考えますけれども、その考え方についてお聞かせください。

あわせて、これも新聞やホームページでありましたが、ホームページに予約状況、接種率、接種スケジュール等のワクチン接種の特設サイトを設けているところがございます。

これについても考え方についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） まず、次の年齢階層の皆さんへの周知に関してでございますけれども、ホームページ、地デジ広報等々、今使える媒体については当然使ってまいりたいと考えているところですが、今回の接種スケジュールにつきまして、7月1日号広報で折り込みチラシにて皆さんにお知らせしたいと考えておりますので、そちらも合わせて町民の皆さんに見ていただければと考えているところです。

また、ホームページへの予約状況、接種率、接種スケジュール等の情報についてでございますけれども、接種記録につきましては、各医療機関で接種記録を取っている状況にあります。なので、一度集約しなければなりませんので若干の時間をいただくかもしれませんが、現行のホームページの新型コロナウイルスの関連記事項目

に追加するように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ワクチン接種について、福祉部長から情報をお知らせしましたけれども、皆さんにもお願いしたいのは、ワクチン接種を12歳以上で希望する方々をできるだけ早く終了したいという形で今進めております。

まずは65歳以上につきましては、先ほど言った2回接種を7月中に終了したい。

ただし、その人の希望で個別接種、要はどうしても病院でないと、この日でないとだめだという方は除かせていただきたいと思います。

希望するほとんどの方は終わる形で、今12歳以上から15歳までは文科省の判断もあるので置いておいて、16歳からの人たちを、先ほど10月末という話をしたのですけれども、それをなるべく早くできないかということで、一生懸命、福祉部で調整しております。

ですから、あらゆる方法を使って町民の方には伝えていくつもりですが、そういう意味では皆さんも、特に7月までが65歳までを全速力でやっていただいて、8月、9月についても何とか集団接種を土日できないかということで、8月を決めたのですけれど、9月を調整して10月を少しでも前に持てきたいという作業をしておりますので、皆さん方にもしっかり情報は伝えていきますので、どうか周りの町民の方々に、何かあれば必ずお問合せをしていただきたいこととか、可能であれば、急遽早めるようになったらお手伝いをいただいて、早く接種できるようになったという情報を伝えて、なるべく早く受けていただけるような協力をお願いしたいと思いますので、私から皆様をお願いしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ、町長がおっしゃったとおり、10月よりも前倒しするということで、私たちも聞かれたときにしっかりと町民に伝えていきたいと考えてございます。

町長がおっしゃるとおり、何よりも町民が安心して生活するためにも、12歳以上の町民の皆さんが、新型コロナウイルスワクチンの接種を10月ではなく、前倒しすることも検討するということでありましたので、引き続き、大変だと思いますけれども最大限の努力をお願いしたいと考えてございます。

最後になります。あと2分であります。

防犯灯の設置について、時間がありませんので1点だけ。すみません。

平成31年3月定例町議会の戸澤議員の一般質問で、この10年間のリース期間中に各自治会等から防犯灯の設置要望があった場合、柔軟に対応するのかという質問に対して、理事者は現地を確認し、柔軟に対応すると答弁がありました。

詳しい中身について、私も公益社団法人日本防犯設備協会の照度基準を見たのですが、わかりづらかったです。以前は、防犯灯設置については各自治会で設置していました。それを町が設置することになった場合、そういった基準を設けてやるならば、私は基準がわかりませんが、各自治会に事前に説明すべきではなかったでしょうか。その経過を含めて説明をお願いしたいと思います。

この1点をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐々木齊君） ただいまの御質問でございます。

平成30年度に防犯灯等LED化事業を実施するに当たりまして、自治会から要望をいただいておりますので、自治会と調査や設置につきまして御協力をいただいて設置した経過がございます。

その際に、防犯灯の設置につきまして自

治会にお話をしまして、各地を点検していただき設置したという経過がございます。

その後、LEDの防犯灯は、普通の照明と違って、光が広がらなかったりするものですから、設置した後、点検をしていただいたのですが、自治会からこちらに設置してほしいという要望等がございましたら、先ほど議員がおっしゃったように基準もありますし、現地の調査もありますし、それから、国道の街路灯とか、いろいろな状況等も確認させていただきながら設置してきたという経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、13番馬場博美さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時55分といたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君）〔登壇〕 それでは、さきに通告したとおり、今回、大きく1本に絞りまして質問します。

まず、畑地かんがい事業、これは網走川中央地区ということで、七、八年前から基本的な方向で進んでいる中で、昨年からついに国営工事が始まったというところで、細かく、総括的な質問をさせていただきます。

まず一つ目、国営・道営事業の年度計画についてであります。

農業を基幹産業とする美幌町では、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図るために、国営かんがい排水事業、網走川中央地区として美和、野崎、豊幌幹線用水路事業を実施しています。

また、農業水利施設の整備や長寿命化対

策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化、ICT化等による水利用の効率化、水管理の省力化に向けた整備等を行い、高収益作物の導入や担い手への農地集積・集約化等を推進するために、道営事業である水利施設等保全高度化事業（中央美和、中央野崎、中央豊幌）を実施しています。

町もこれら事業を推進しており、一定の負担割合に応じて負担しておりますが、次の項目についてお伺いいたします。

①それぞれの工事について、事業費予定額と完成年度及び町負担予定額についてお尋ねします。

②先行している美和地区について、完成後から幹線・支線の利用は可能なのかお尋ねします。

③野崎地区、豊幌地区の受益者と、工事に関する意向確認は行っているのかお尋ねします。

④これら事業の町負担額について、基金積立て等の考えがあるのかお尋ねします。

続きまして、（２）受益者負担金についてであります。

受益者となる各地区の農業生産者への幹線・支線・分派・立ち上げの工事負担金、及び完成後の水利施設経費負担金並びにかん水利用額、単位１反について、どのようになっているのかお尋ねします。

また、３幹線の経費負担割合の考え方についてお尋ねします。

さらに、維持管理・水使用について、古梅ダムの受益者負担額との格差は生じないのかお尋ねします。

（３）水利施設の管理体制についてであります。

完成後の水利施設の維持管理体制について、町の直轄管理または組織を構築しての管理等、どのように行う計画なのかお尋ねします。

また、管理職員の業務内容や支払給与額について決定する時期をお伺いします。

大きくかん水事業、そして細かく３点よ

ろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 松浦議員の御質問に答弁いたします。

畑地かんがい事業、網走川中央地区についてですが、１点目の国営・道営事業の年度計画について。

①のそれぞれの工事について、事業費予定額と完成年度及び町負担予定額についてありますが、国営の事業費予定額は、令和２年度現在で約９９億１，０００万円、完成予定は令和１０年度と説明を受けており、町負担予定額は、この事業費を基に計算しますと約２億５，０００万円となります。

道営の事業費につきましては、基本的に国営の施設整備後に事業計画を整え、中央美和地区、中央野崎地区、中央豊幌地区に分けて順次工事を行っていきます。

まずは、中央美和地区から実施する予定ですが、まだ調査設計の段階であり、野崎・豊幌地区は工事内容等が確定していないことから、事業費について現段階で未定となっております。

完成予定につきましては、中央美和地区が令和１０年度、中央野崎地区が令和１４年度、中央豊幌地区が令和１７年度と伺っております。

負担につきましては、地元負担として、町と受益者で１７％負担することとなっております。

②の先行している美和地区について、完成後から幹線・支線の利用は可能なのかにつきましては、国営事業の美和幹線用水路の整備状況に合わせて、順次、道営事業が進められており、最短で令和６年度から一部の地区で通水が可能となる予定ですが、利用については、今後地元と協議することとなります。

③の野崎地区、豊幌地区の受益者と、工事に関する意向確認は行っているのかにつきましては、令和２年７月１４日に受益者

に対し、全体的な事業の説明会を実施しており、工事の進め方については、今後、地区ごとに説明会を開催し、順次、受益者の聞き取りを行っていくこととしております。

④のこれらの事業の町負担額について、基金積立ての考えがあるのかにつきましては、交付税措置率の高い町債の活用を検討してまいりますので、基金積立ては考えておりません。

次に、２点目の受益者負担金についてありますが、負担の内容としましては、工事に係る負担として、調査設計費及び工事費となり、工事内容については、圃場内配管、給水栓、リールマシンとなり、受益者の負担割合については、現在検討中であります。

維持管理費につきましては、揚水機や水路などの維持管理及び揚水機の電気料を合わせた負担で検討しておりますが、今後の積算をする中で、古梅ダムの受益者負担額との差が生じることも考えられます。

次に、３点目の水利施設の管理体制についてありますが、現在のところ、町による管理及び地域による維持管理組織を設立することを考えており、各地区において水利施設が利用可能となる時期をめどに決定する予定としておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） １２番松浦和浩さん。

○１２番（松浦和浩君） それでは回答を受けましたので、改めて細かく１回再確認したいところがありまして、まず、１番目の①の事業費予定額ですけれど、先ほどの国営事業の９９億１，０００万円、これは西幹線の水路工事に入った国営の全体かと思えます。畑地かん水のお金が９９億円だったら、当初から見ると３０億円高いので、多分水田と幹線の両方の金額が９９億円で

はないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） １２番松浦和浩さん。

○１２番（松浦和浩君） 今回気になったのが、農業土木の関係では久しぶりの大型工事です。多分町長もわかると思うのですが、瑞治地区の水路改修と黒瀬川の問題と下の排水機場のとき、国営事業にするか、道営事業にするかで相当町も動いてくれたのですが、結果的には国営で押し切られました。

そのときには、残念ながら美幌町内では国営工事の開発局の農業のＡランクがなくて、美幌町は全部下請けに落ちたと。

今回も九十何億円の国営工事のうち、美幌町の業者は規模の関係でほとんど元請を取れないです。

その代わり、今度は道営事業が大体４０億円の総額になる。

これは、畑と管の事業の組合せになれば、今のところ美幌で元請けを取れるのが２社ぐらいだと思うのです。

それを全部取れるわけではございませんので、大型工事があっても、地元の土木工事の影響が小さいのが寂しいなど。

これについては、知っている建設関係者も国、道に問合せ等をしながら動いている現状ですけれど、業者の仕事は大体数字が出てくればわかりますけれど、残念ながら、受益者の方々が果たしてどれだけの工事費がかかって、いつ完成して、どうやってこれが機能するのか疑問を持っている人が多い。私も何回聞いてもわからないです。それで、国営事業が去年から始まったので、今回思い切って確認しています。

今年の春から道の設計が発注になりまして、設計業者も３社ほど決まったということで、来年から本格的に道営の管工事も計

画が進むのではないかと。

ただ、今日1番聞きたいことは、国営工事が始まって、道営工事の計画ができて、設計が入っていて、この管工事全体の受益者負担額、要するに水の使用料も提示されていない。

工事を発注する側の農家、受益者側も一体幾ら請求が来るのだろう、誰が管理するのだろうと決まらないまま道営が入ってしまう。多分、今までの工事の中で初めてだと思いますので、あえて質問します。

①の道営工事の流れはわかりました。

回答の中で、地元負担金17%。これは、受益者負担は7.5%でいけるのか。

今、農業土木は7.5%で、今年から一部暗渠と客土が10%の負担金になる可能性があるのですが、今回、管事業は、本当に7.5%でいけるのかどうか、まず細かく。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 現在のところ、圃場内配管、TS給水栓、リールマシンについては、受益者分担金として7.5%を予定してございます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） すごく聞きにくいことなのですが、パワーアップが今年更新年度なものですから、このパワーアップが順調にいくのかどうか、その辺の確約がまだかと思うのですが、その辺は大丈夫なのですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） パワーアップにつきましては、令和3年度、今年度から令和7年度までは、パワーアップ事業は7.5%ということで、道から伺っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） このパワーアップというのが未来永劫あるのかどうかとい

うのが不安なのです。道営工事の最終年度が17年で、まだ10年以上あるのです。

今回、美和地区は7.5%ですが、工事中に7.5%ではなくなった場合、同じ工事で負担率が変わった場合、どのような対応ができるのか。

僕は7.5%のパワーアップが続くことを期待していますが、万が一のときにこの差額分は受益者負担なのか、それとも何か手があるのか、想定していないのか、しているのか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 道営事業の農家負担分でございますが、経済部長が説明したとおり、令和7年度まではパワーアップ事業が継続されるということで、9.5%分を町と道で折半する形になっておりますが、今のところそれ以降の分についてなくなるという想定はしておりませんし、また、その時期に合わせまして事業の継続を要望してまいりたいと考えておりますので、受益者の負担が急に上がることはないように、町としても道に要望して、パワーアップ事業の継続を要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 当初の7.5%が最後まで生きることが僕も期待していますので、よろしくお願いします。

次に、②先行している美和地区は完成から使用可能なかというところで、おおむね早く使えそうだという回答がありましたので、この部分はわかりました。

次に、③野崎、豊幌地区の受益者に対する意向確認についてです。

これは、1,200町歩でやる工事で、1,200町から国営だったのです。それが意向で増えたので1,200になったと。

ただ、最低限度が八百何十町で国営でいけるのかなと僕は読んでいるのですけれ

ど、1,200町歩で工事の全体額が出ますので、本当に豊幌、野崎地区がもともとの素案のときにオーケーした面積の確保は地域で大丈夫なのかどうか。この確認ができているのかどうかを聞きたいです。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） まず、受益者の皆様への工事の意向確認ということで、初めに中央美和地区について御説明をさせていただきたいと思いますが、昨年12月に個別の聞き取りという形で、受益者ごとにどんなルートで畑の中に管を通すのか。また、給水栓はどこに設置するのかなどの聞き取りを実施しておりまして、その段階では、一定程度の概算の費用をお伝えしております。

その後、年が明けまして、令和3年にはローテーションブロックごとの聞き取りを実施しておりまして、その結果を踏まえて、調査設計に入る最終段階ということで、今月末にもローテーションブロックごとの聞き取りを実施していくこととしてございます。

中央美和のスケジュールでいきますと、事業採択の3年前に農地カルテを実施しておりますので、現時点での大まかな予定といたしましては、中央野崎地区で、本年、令和3年から農地カルテが実施されることになります。

今予定をしてございますのが、来月、7月には中央美和地区で皆さんに御案内をして、説明会をして、それから、農地カルテに移っていくということでやっていきたいと思っております。

中央豊幌地区につきましては、令和7年に農地カルテを実施する予定でございますので、その段階で皆様に御説明をしていくというスケジュールで考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 流れは大体つか

めてきました。

それでは、先に行きます。④の町債の活用を考えている。積立てはしませんということですが、国営工事が令和9年か10年に終われば、二億何ぼは先払いなので、まだ時間があるので、今から年間何千万円か積んで、借金をしなくてもいいのかなと。何で今から5年後、10年後の工事のことまで借金するのか。

これは、もともと5年も6年も前からおむね金額が出ていたので、たしか僕は6年ぐらい前にも1回確認しているのですが、前もって積立てなり、お金を用意したらどうですかと。結果的に、今からでも年間何千万円か積んでいけば間に合うのかなと。あえて今から町債を組むことはないと思いますけれど、その辺の考え方についてはどうなのですか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） 国営事業の償還につきましては、事業完了後、土地改良法に基づきまして償還をしていく形になるのですが、1回目の答弁でもお話をさせていただいておりますが、基金積立てをしないということにつきましては、そのときに交付税措置の高い起債を借りて国営の償還をして、借入れした起債の分の元利償還について交付税の措置があるということで、積み立てして町の一般財源で一括で償還するよりも有利ということで、起債を考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） よくわかりました。

国の財政が持つということ、万が一の時は怖いなど。何でも後年度の話というのは、何があるかわからないですから。

（1）番の質問が大体わかったのですが、次に（2）、（3）に行ってからおむねの話に戻ります。

それでは、まず（２）番目は、工事負担金と水の使用料、工事負担金は、まだ全てが決まっていないので未定ですと。

ただ、僕の知っている限りでは、美和地区は１５軒ぐらいのかん水工事業で、面積からいったら豊幌、野崎を入れたら多分両方とも１５億円を超えるのです。道営工事で約５０億円かなと。

それを１，２００町歩で割るのか、それとも受益者の立ち上げの本数で使用料を出すのかというのは、いつ決まるのかという質問です。

この水の使用料は、基幹産業が農業である以上は、古梅ダムの使用料と同額でいけるのかどうか。

というよりは、同額ぐらいの気持ちでいかざるを得ないと思うのですけれど、その辺、町長どう思いますか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） まず、工事費の関係でございます。

受益者負担割合ということで御答弁をさせていただきました。誰がどのくらいの費用を負担するかという割合でございます。

議員おっしゃるとおり、例えば、工事費が１００万円かかった場合、受益者が二人いれば、人数で按分すると１人５０万円ということになります。畑の面積の大小がございます。そういったことになると、小さい方が不利益になる場合もございますので、面積割にするのかということがございます。また、給水栓のように自分の畑に帰属するものであれば、御自分で御負担をいただくということがございますので、受益者間で不公平とならないような按分方法について検討して、地元の方々と協議をしてまいりたいと考えてございます。

それから、いつ確定するのかということでございますけれども、面工事が、実際工事を行った年度で確定することになります。

令和３年、４年で圃場内配管の調査設計

を実施する計画となっており、その段階でおおよその目安がわかってくると思われますけれども、先ほど申し上げましたとおり、中央美和地区につきましては、今月末にローテーションブロックごとの測量前の最終の聞き取りを実施させていただくことにしております。その段階で、おおむねの概算ということで、各受益者の方にはお話をできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、水の負担金、古梅ダムとの差が生じないのかというお話でございますけれども、古梅ダムは自然流下で流れてきてございます。

今回の場合は、西幹線用水路を通して、ファームpondにためた水を揚水機場から各地区へ送るという意味でも若干手法が違ってきますので、その辺での負担の違いは出てくる可能性はあると現状では考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） １２番松浦和浩さん。

○１２番（松浦和浩君） 今の説明は大体わかるのですけれど、もう目の前に道営工事が始まる。負担金は何ぼなのだということが疑問なのは、ローテーションブロックの位置が、個人につくわけではなくて、数人の受益者にまたがる場合もあるのです。

なおかつ、リールマシンは全員が１台当たるわけではございませんので、そうなる畑の面積でいくのがどうなのか。立ち上げ栓でいくのかというところが微妙なのです。

この美和地区は、ほかの地区と違って、国営工事で一旦配管が終わった後、美和から昭野にかけては道営の支線工事があるのです。本管と同じですけれど。なおかつ、栄森に向かっても道営の実際の本管工事があるのですけれど、これらの受益の数がどのぐらいの人数がいるのか追っていくと、美和地区は昭野も栄森も入れて、一括

して全部割るのですよと言うのか、ローテーションブロックの面積でいくのかというところが、もう既に検討に入ったほうがいいのかと。

町としてどうするのかということで行くのか、これは道営工事ですと割り切るのか。

ただ、古梅ダムは、最終的には一律何ぼと決まったではないですか。そうすると、私は美和地区がきちんと決まらないうと、上の地区も動けなくなってしまうのかなと、上の地区の面積が大きいものですから、上で何かあったときに、この工事そのものがどうになってしまうのかという不安がありますので、それで聞いています。

先ほど、部長はある程度の数字と言いましたけれど、僕は議員としてこの場で聞きたいのは、概算でどのぐらいまで行っているのか。

5年前、管工事はパワーアップではなくて、管工事は別で二十何%の負担金で計算するときに1反当たり2,600円だったのです。

この数字が今回変わったと思うのですけれど、実際、古梅ダムの金額から見たら、多分増えたとしても、古梅ダムが1アール50円でしたか。1反250円。1アールが25円。

この古梅ダムも実は女満別地区は50円なのです。

古梅ダムがこの数字でいくのであれば、倍の金額になるのか、3倍なのかというところが、同じ町内の基幹産業の農業を支える町として、その辺の腹づもりはどうなのか聞きます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 答弁書でもお答えしました。

昨年7月14日に、それぞれ3地区の皆さんに御案内をして、JA会館で説明会を実施させていただきました。

そのときに、資料としてお示ししたの

は、反900円ということでお示しをしております。

電気料につきましては、揚水機場に送水ポンプ6台を設置して、中央美和地区、中央野崎地区、中央豊幌地区に圧送する方法を取りますよと。

ポンプに係る基本料金と、運転時間に応じた電力料金を合わせた電気料金が積算の基となりますということで、運転時間に応じた電気料金としましては、水が利用可能な5月1日から8月31日までの4か月間、123日間に最大の運転時間を掛け、さらに雨が降った日数を控除しながら、電気料として大まかな数字をはじいてこの額をお示したところであります。

議員おっしゃるとおり、900円と250円を比べますと3.6倍の違いになります。

ただ、今、私どもが説明会でお示しをしたのは、こういう積算に基づいて、おおよそこれぐらいになるということのみを御説明させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ダムが250円で、こっちが900円。差があるなど。

まだ答えが出ていないと思うのですけれど、次の3番の質問に入る前に、この2番目の中で、こういう計算の方式をどうするのかというところなのですけれど、美和地区が令和6年から開始します。

電気工事、ポンプ場が終わりました。揚水機場も終わりました。全体の管理費、固定費がかかります。

この場合、上の地区、豊幌、野崎地区が入った場合の計算式でいくのか、逆に言えば、令和6年から始まる美和地区の負担金が相当大きくなるのですけれど、この負担金の差額分は、町がしっかり持つのかどうか。これが決まらなかったら、令和6年から水を使用するときに美和地区だけ高額に

なると思うのですけれど、その辺の計算式は、当然町が豊幌、野崎ができるまでは、相当の負担金をかぶるという覚悟でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 説明会の中で示して、900円と250円という差の中で、今言われた美和地区のスタートまでという話でいけば、先ほどの答えが出ていないという中において、今議員から質問を受けたことに対しては、どこかの形で地元からもそういうアクションが出る気もしております。

ですけれども、今この段階で、こうだというのは控えさせていただきたいです。

正直言って、そういう腹積もりはまだしていません。今の質問を受けて、こういう問題が生じてくるということを理解しながら、どうしていくかということを考えているところでありますので、答えは出ていないと御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 250円と900円の件もまだ全体の工事費が決まらないから出ないということと、先行した場合、ポンプ場の電気代金とか、全額均等割ではなくて、全額美和地区というのもあり得るのだったら相当な負担金額かなと。

この分についても、まだ決まらないという回答にしておきます。

その回答だということで、次にいきます。先ほど言った、1,200.7平米でしたか。この道営も含めての管事業は、この金額の中での電気代金と、水の供給の経費の計算式だと思うのですけれど、万が一、上の2地区で畑が減った場合、もともとこうでしたけれど減りました。そしたら負担金額が変わります。しかし、先行地区はもう先行していますから、負担金だけ増えてしまうのかなと。

ですから、今の1,207平米で負担金額

を確定するかどうかしないと、先行する地区だっておいそれと気持ちよく工事を受け入れるのが大変だと思うのです。

その辺について、考え方を一本化しないといけないのかなというのが、まずこの質問です。

それともう一つ、町が管理する、もしくは団体をつくってやるとなれば、経費が変わるのかなと。

町の直轄であれば、給料の関係も変わってきますので、経費が変わります。町でやるのか、団体でやるのかも含めて、すぐに方向を出さなければ、負担金額の計算もできないのかなと思いますけれども、その辺はどのような流れで考えていますか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 漏れがあったら御指摘いただきたいと思います。

まず、管理の方法であります。町管理の部分について直営でやるのか、団体等に委託して実施するのかなというのはまだ決まってございません。

しかしながら、考え方としては、先行しております古梅ダムと同様に、排水機場の運転に係る人件費については、町で負担するということはこの場でお話をさせていただきたいと思います。

今後の話になると考えてございますけれども、昨年7月、3地区にお声がけをして説明会をした段階で、反900円ですということを一定程度御説明させていただいておりますので、ここを一つのラインとして考えていただければと考えてございます。

極端なことがない限り、これを上回ることはないということで、説明会で資料をお渡ししたつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 危惧し過ぎているのかもしれませんが、今の面積の1,207平米を基本にした場合、これが変わ

ったときに、変わらなかった地区の負担金が増えるのです。地区割りに3分割した場合。

これは地区割ではございませんと、全部一帯ですよと言った場合、今度また弊害が起きるのが、上の地区は水を下から上に上げるのです。

そのかかる経費、下から圧力をかけたら流れる地区と若干違う。栄森はまた変わりますけれど、そうすると、全体の経費を考えた場合、面積が変われば負担金が相当変わるので、負担金を計算した場合、分母が1,200で900円となれば、これが1,000に減っても900円ですと、地区の負担金もこれ以上増えませんという数字を、行政はどこかで示さないとならないのかなと。

僕は、どこかで変更があった場合でも、なかった場合でも、この負担金と面積割合についてはどこかで確定すべき時期かなというのがある、質問しているのです。

それで、改めて追加の質問をしたいところがあるのですが、美和にある頭首工、これは西幹線と今回のかん水事業の頭首工の利用者が同じですけれど、土地改良区で言うところの頭首工の管理費、そして一部供用となりました改良区に対する負担金もどうするのか。それとも、それは発生しないのか。

要するに、頭首工の関係が入ってくれば一部が改良区の資産にもなりますから。

そうすると、実際の管理者は改良区がやっていますけれど、今回、揚水機場とファームポンドをつくった場合、一部が改良区と共用になるのかなと思うのですが、その辺については、改良区との分担金、負担金、管理についての協議はもう終わっているのですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） その辺の負担区分についての協議は終了してございません。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 改良区も美幌の受益者が多いので、心を広く対応してくれるのかなと思うのですが、決めることは急いで、問題のあるところは早く整理すべきかなと思うのです。

国営の九十何億円の工事が目の前にあって、この工事が激減するとか、中断するということはあり得ないと思うのです。ですから、道もどうにか頑張って動いている。

ただ、野崎地区と豊幌地区の道営工事の完成が令和14年、17年と遅いではないですか。これは多分、中央美和と同じで、畑総で畑の改良工事のミックスでいくと思うのです。

そうすると、野崎と豊幌もこの時期に畑の改良工事がつくと、これもいつその方向性が決まるのか。

そうすると、農家の各地区の畑総の影響も出てくるのかなと思うのですが、その辺の整合性を考えましたら、野崎と豊幌の畑総の年度とその他の取扱いの年度がまた変わるかどうか、誰がその辺の説明をするのか。道なのか、町なのか。

どのように組立てをするのかが気になるのですけれど、その辺はどうなのですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、いろいろな部分で、他の事業との関連も含めてお話をいただきました。

申し訳ないですが、こういう形でしていくという答えを持っておりません。

今言われたことについては、今後どういう形で整理をしていったらいいかということ、今、畑総の話も出て、畑総は畑総の部分でいろいろな要望があったり、進んでいる中で、私が経済部長時代には、揚水機まで置いて上にやるのかという話の中で、町長になったら進んでいたということもあって、そうですかというのが正直な気持ちで

あります。

イメージ的には、あの一帯の高台は揚水機をつけて、下は流下、奥は押さなければいけない部分も出たり、その他の部分もあるので、今質問をいただいたことは、当然、最終的に町長として、町としてどうしなければいけないか。そして、そのことにきちんと皆さんの御理解を得ていかなければいけないということがありますので、今言われたことは整理をした中で、早い機会の中で議員の皆さんに相談をしていきたいと思っております。

きちんとした回答ではなくて申し訳ないですけれども、そういう状況であります。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 町長がおっしゃった数年前は相当いろんな案があって、そのときに網走川中央が終わった後、稲美、福住が同じ管工事で、今度は報徳まで水を上げるという開発局の工事の第2案があったのですが、これはおとしぐらいに開発局の工事予定から抹消されています。網走開建の農業の意気込みとしては、そちらの工事もあったと僕は思っております。

そうなると、今回の国営の九十何億円というのは、これで終わらない可能性もあると思うのです。逆に、それだけの工事が美幌町の受益者、要するに、今、畑は約八千何百町が有効利用されていますが、相当いい影響になるのかなと。

今後の農業のことを考えたら、高校が未来農業科になりますので、その子供たちが一生農業で生きる地盤づくりは、やはり国営でやるところはやる。道営については、協力してやると、部長も思っていると思うのです。

ここで、最後に私なりの考えですけれど、この工事が国営で九十何億円。そして、道営で約50億円。

今後、また違う国営工事がある場合、僕は3月から言っていますけれども、今の三つ

を一つの課にして、課長が一人で農政も耕地も農業委員会も取りまとめしている。極端に言えば、この水関係にはしっかりした担当を置くべきではないか。課の体制も含めて動かないと、取りまとめをする課とその職員が大変かなと思うのですが、その辺をぜひ検討に入ることはできないですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 体制の話をしていただいたわけですが、今後の事業の内容によっては考えなければいけない部分が出てくると思うのです。

その前に、担当する者がどういう形であろうが、今後どういうふうに進んでいくかということをみんなで共通認識を持って、担当する職員が何をどういう形でやっていくかということをみんなで認識し合わないと、そこだけを強化したとしても、人が増えたけれども、物事が進んでいかないということになりがちかなと思っていますので、今回御質問を受けたことについては、私も含めて、役場として再度きちんとした共通認識の中で、進める事業の時期とか、それによっては今の体制でどうなのかとか、そういう判断をしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） これからが正念場で、本格工事になりますので、気づいたところ、もう一度やらないといけないことについては、町側の負担が多いのかなと。

よく農業土木は、面がJAで、線が美幌と、この線には道路ではなくて管工事も入ってしまったものですから、もともとそんなにあると思わなかった管工事がこれだけ増えれば、さすがにこの工事の経験者、美幌町の職員の中でこれだけの農業土木の経験者はいないと思うのです。古梅ダムの方の方はほとんど退職したと思うのです。

町長も気がついていると思うのですけれど

ど、瑞治の工事の担当もほとんど退職になっているのではないですか。

午後 3時46分 散会

そのときに質問したのが僕で、町長が答弁したので、そのときはわかるのですが、経験者が少なくなっているのです。今、農業のほうでは部長と課長が頑張っていますが、ここ数年間に工事の専門家、農業土木の専門の職員の養成をするべき事由がここにあるのかなと思いますので、その辺、ぜひ町長に検討願えないか。というよりは、検討してはどうかと僕は思って質問をします。陳情ではないものですから。

最後に、農業の職員の専門性までいなくてもいいから、そういう専門に近い職員の育成を急ぐべきと考えて、町長に回答をもらって終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、いろいろなお話をいただきました。

先ほどの繰り返しになりますけれども、しっかりと受け止めた中で、今後の美幌町にとって、農業は基幹産業でありますので、ふだんから言っていたのは、基盤整備は終わることなく繰り返し、次の代につなげるためにやっていくべきだと。

その中において、水をきちんと確保するということが本当に重要な内容だと思っておりますので、まずは、どういう形で進めていくかということも含めて、御意見をいただいた農業土木がしっかりわかる職員を確保する、育てるということも含めて、いろいろな形を検討していきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、12番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員